

平成28年9月第3回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成28年9月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士  
2番 小澤孝延  
3番 角麻子  
4番 鈴木広美  
5番 服部雅恵  
6番 小菅耕二  
7番 小山栄治  
8番 木村利晴  
9番 桜田秀雄  
10番 林修三  
11番 山口孝弘  
12番 小高良則  
14番 川上雄次  
15番 林政男  
16番 新宅雅子  
17番 京増藤江  
18番 丸山わき子  
19番 石井孝昭  
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

13番 湯浅祐徳

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	廣 森 孝 江
-------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
-----------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 義 之
-------------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主 査 須賀澤 勲  
主 査 補 嘉瀬 順子  
主 任 主 事 醍醐 文一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成28年9月7日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## ○議長（加藤 弘君）

おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

木村利晴議員より、一般質問するにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

次に、本日の欠席の届け出が湯浅祐徳議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、公明党、角麻子議員の個人質問を許します。

## ○角 麻子君

おはようございます。公明党の角麻子でございます。

私は本日、3項目にわたって、ご質問させていただきます。

質問事項1、教育行政について、伺います。

中学校、高校においては、各教科の教員免許を有する教師がその教科を担当する教科担任制をとっています。小学校では、学級の担任教師が全教科を担当する学級担任制を原則としています。近年、小学校におきましても、主に高学年の5年生、6年生を中心に、教科担任制を導入する学校が全国的に広がりを見せております。

教科担任制を導入するメリットとして、大きく3つあると思います。

1つ目は、各教師が専門性を活かした得意な教科を受け持つことにより、授業の質が向上するということです。自分の得意とする専門教科だけを担当することによって研究も深まり、教材の準備もしっかりでき、充実した授業が行われるからです。何よりも、受け持つ教科が減るので教師の負担が小さくなります。

2つ目は、子どもたちは、たくさんの大人、教師と接することができることです。教科担任制になれば、多くの教師の目で一人ひとりを見詰めることができます。休み時間を通じて、学級担任以外の教師でも見詰めることはできますが、学校での時間の大半は授業です。1人の教師では気付けないような子どもの小さな変化にも、複数の教師が常に情報を共有していけば、対応できると思います。

3つ目は、小学校から中学校への移行をスムーズにできるということです。子どもたちは、6年生になると、中学校に対していろいろな不安を抱きます。教科によって先生が変わると

いうことも、その中の1つです。中学校に行ったら、小学校時代あんなにいい子だったのに、という話は、よく聞かれます。これは、やはり小学校から中学校への移行がスムーズではないからだと思います。

確かに、教師の時間調整が難しくなるなどのデメリットもありますが、メリットの方が大きいと考えます。

そこで、伺います。小学校高学年の学級担任制を基盤とした教科担任制の導入を要望いたしますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、各小学校では小中連携教育、学校改善の視点から、人との関わりを多くすることを大切にするため、次のような取り組みを行っております。

学年に複数の学級がある場合には、算数や理科を中心に、教科によって担任を変えて授業を実施したり、学習サポーターを配置したりしております。また、学年が単学級の場合には、算数を中心に、加配された教員が授業に配置されております。

#### ○角 麻子君

ありがとうございます。

7月、会派で伊勢崎市に視察に行つてまいりました。伊勢崎市では、2010年から市内24の全小学校で、これまでの学級担任制に加え、教員の専門性や得意分野、特技を活かした教科分担任制を全学年に導入しています。小学校教員のほかに、中学校の理科の指導免許を持っている教員が専門性を活かして複数クラスの理科を担当。また、別の教員は、専門免許は持っていないが、歴史や地理が得意なので社会を担当するなど、学校ごとに柔軟に対応しています。学校生活になれていない小学校低学年では、同じ教員が授業を受け持つ方が児童は受け入れやすいため、学級担任制を基本にしながら、中学年、高学年になるにつれ、教科分担任制の導入割合を増やしています。

伊勢崎市では、この教科分担任制を導入後、次のような成果が出ています。

- 1、専門性の高い教員の指導で、授業の質の高まり。
- 2、教材研究をするのに十分な時間が確保。
- 3、教材研究の深まり。
- 4、得意分野を活かした指導ができ、負担感軽減。
- 5、学校全体で子どもの成長の支援。
- 6、学校職員全員で全児童を見るという意識の高まり。
- 7、多面的な児童理解に基づいた生徒指導。
- 8、各学年における教科の責任分担任制が浸透。

このように、教育の質が上がったそうです。質が上がれば、学力も当然ながら上がると思われまふ。

本市の学力は、残念ながら決して高くはありません。各学校で、先生方が日々努力してく

ださっているとは思いますが、なかなか結果が出ていないように思われますし、また、個人個人の学力の差も感じております。

特に、子どもたちの学力の差が出てくるのが高学年です。科目として明確になるのが、算数ではないでしょうか。算数には10歳の壁というのがあるそうです。計算問題のレベルや取り扱う観念などに関して、小学校4年生のスタート地点と終わりとは、内容に大きな差があります。今まで整数を扱っていたのが、4年生以降になると少数や分数といった、実感することが難しい数を扱うようになり、さらに小数同士、分数同士の掛け算や割り算が加わって、難度が増します。取り扱う観念についても、4年生の初めには、ものの個数、長さ、面積といった普段の生活にも登場するものですが、5年生以降は割合、速さ、比などの抽象的な観念が次々と登場してきます。

算数が得意科目になるのか、それとも苦手意識を感じて嫌いになってしまうのか、小学校4年生において岐路に立たされます。この4年から6年で登場する抽象観念は、中学以降の数学の内容と連続性があるため、この時期の学習内容をいかに定着させるのかが、中学入学以降の数学の勉強に大きく影響を及ぼすと考えられます。そう考えると、やはり質のよい授業が大切です。クラスによって、授業の質が大きく変わるようなことがあってはいけないのではないのでしょうか。

よって、まずは算数、そして基本の国語、この2教科だけでも、私は教科担任制、あるいは教科分担制の導入を要望しますが、再度ご返答をよろしく願いいたします。

#### ○教育次長（村山のり子君）

先ほど教育長の方からも答弁いたしましたように、算数や理科を中心に、担任を変えて授業を行ったりしております。また、学年が単学級の場合はそれができませんので、算数を中心に、加配教員を配置したりして授業を行っているのが現状でございます。

#### ○角 麻子君

ありがとうございます。

各学校それぞれ状況が違おうと思いますが、学力の、勉強の質の差というのはないと言いきれますでしょうか。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今、議員の方から高学年における教科担任制ということで質問があるわけですが、議員のおっしゃるとおり、さまざまなメリットがございます。ただし、八街市においても、幼小中高連携の中の、特に小中連携の部分で、中学へ行く橋渡しとして中1ギャップをなくそうということで、教科担任制というのは、ほかの市町村よりは色濃くやっているのではないかと。

ただ、これも、あくまでも校長の学校経営の中での1つの取り組みですので、こちらから全学校に指示することは、今のところはしておりません。そして、今現在、小学校教員においても、専門の教科というのは各教員が持っております。それを活かしながら各学年の中で交流したり、交換したり、複数で指導したり、さまざまな方法をとっております。この中に

学級担任制が含まれている学校も多くありますので、今後そういうところも検証しながら、幼小中高連携教育と連動させながら、また考えていきたいと思えますし、各学校の校長先生方にも、その辺を理解いただきながら、新しい展開が図れればと思っております。

## ○角 麻子君

ありがとうございます。

私もPTAで活動しておりますので、よく学校の先生の様子を見ることがあるのです。そうすると、やはり先生の負担というのでしょうか、夜遅くまで一生懸命、授業の準備等で残られている先生をよく見かけます。ですので、そういう姿を見ると、本当に私は頭が下がる思いなんですけれども、ぜひ先生方の負担をなくすためにも、どうぞ話を、各学校にお話をよくしていただいて、できる限り、その辺のフォローもよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。

質問事項2、行政サービスの向上ということで、質問させていただきます。

各地方自治体などでは、自治体が直面する課題の解決に貢献し、地域住民にとって役立つスマートフォン用のアプリ、またはウェブアプリを開発しています。主に、地域情報、観光、防災、健康、福祉等、地域の活性化や安全・安心に資するものとして、便利な情報を住民及び観光で来る人などに提供しています。

例えば、東京の杉並区では2014年から、ごみ出しマナー向上のため、同区のキャラクター「なみすけのごみ出し達人」を無料配信しています。このアプリは、公明区議が区内に住む若者の要望を受け、2012年9月の決算特別委員会で、ごみ出しをわかりやすくするスマートフォン用アプリの作成を提案したものです。スマートフォンの所有率が高い若者を主なターゲットとし、ごみ出し日お知らせ機能や、ごみの日カレンダー、捨てたいごみを検索すると分別方法がわかる、ごみ分別辞典などの機能があります。

埼玉県所沢市のごみ分別アプリ「わけトコっ！」にも、ごみ分別辞典があり、実にごみの出し方は900品目以上の分別方法を記載しています。

ごみ出しのアプリは、ごみ分別のパンフレットを失くしてしまったときにも便利です。市のホームページをたどったり、問い合わせをしたりなどの手間もなく、どちらも好評だそうです。

また、子育て中のお母さんがうれしい情報も配信している自治体もあります。子どもと一緒に外出する際に便利な授乳スペース、おむつ替えスペース、幼児用便座、ベビーチェアのある施設の紹介。世田谷区では子育て応援として、保育所の最新空き情報や予防接種などの子育て関連情報を確認できるようになっています。

外出先でもいつでもすぐに確認できるという利便性から、防災への活用も盛んに行われています。名古屋市地震防災アプリは、実際に撮影された画像が青色で色付く津波浸水深予測のほか、震度予測や液状化の可能性を示したハザードマップ、避難所情報を確認することができます。現在地を把握できるGPS機能と連動させることで、ハザードマップをよりわかりやすくするのも防災アプリの魅力です。津波や大規模火災、帰宅困難者が発生する可能性

のある地域をはじめ、多くの自治体で、これの活用が始まっております。

また、埼玉県吉見町では、より多くの人々が手軽に町の情報を得られるよう、スマートフォン、タブレットなど端末用の無料アプリ「i広報誌」による「広報よしみ」の配信を、この4月から行いました。このアプリは、民間企業が運営しており、利用者は設定した自治体の最新号を自動的に受け取れるほか、気になる記事を取り置いて保存することもできます。

いま、スマートフォンの普及率は、50パーセント以上とされています。スマートフォンは、1、携帯性に優れ、外出先でも利用しやすい点。2、インターネット接続により、リアルタイムで情報発信できる点。3、GPSや写真データ、地図情報等を利用したサービスが提供できるといった、3つの特徴があり、スマートフォンの活用は、市民と行政の双方にとってメリットがあると考えます。

スマートフォン向けアプリは、スマートフォン利用者の増加や一部先進自治体での活用事例等を鑑み、本市でも活用していくことが、行政サービスの向上のみならず、市民ニーズにも応えることになると考え、自治体スマートフォンアプリの導入を要望しますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年、スマートフォンは急速に普及しており、情報収集のツールとして重要なものとなってきていると感じております。

ご質問のスマートフォン向けアプリにつきましては、観光や防災に関連するアプリ、ごみ収集日や分別方法など、普段の生活で活用できる「お役立ちアプリ」のほか、千葉県が導入いたしました「ちばマイ・スタイル・ダイアリー」のように、結婚、出産、育児などを支援するアプリや、千葉市が導入した「ちばレポ」のように、市民が道路や公園の修繕、補修の必要な不具合を通報して業務の効率化を図る、いわば市民協働に関連したアプリがあるなど、先進自治体の例を見ますと、さまざまな業務で活用され、自治体の情報発信力の強化が図られております。

一方、八街市におきましては、スマートフォンからも閲覧が可能な市ホームページなどにつきまして、いろいろなご意見をいただいております。市ホームページなどの基礎的な情報発信力が不足している状況にございますので、早急に改善していかねばならないものと考えておまして、平成29年度の当初予算に市ホームページのリニューアルに必要な経費を計上できるように、今、準備を進めているところでございます。

このことから、まずは市ホームページなどの基礎的な情報発信を強化した上で、若者向けをはじめとした情報発信のツールとして、スマートフォン向けアプリの導入について、検討してまいりたいと考えております。

#### ○角 麻子君

ありがとうございます。

ホームページが新しくなるということで、すごく非常にうれしく思っております。本市の



ウェブサイトはスマホ対応されていないという現実がありますので、確かにスマートフォンでネットを観覧する人が非常に多く、本市のホームページをスマホで開いたり、私もしているのですが、やはりスマートフォン対応されていないので非常に見にくく、すごくやりにくい、閲覧しにくいホームページになっていました。ですので、本市としてはまずホームページが先ということですので、そこを第1に、まずは考えていただいて、それが終わったら、ぜひともアプリの方もまた検討していただければと思います。

あと1つ、すみません。

前にも質問したときに、「ちばマイ・スタイル・ダイアリー」で対応するというふうに、子育ての方ですかね、お話があったのですが、昨日、私、また「ちばマイ・スタイル・ダイアリー」を開いてみました。やはりなかなか、8月30日が最後の更新でして、親子サロンひまわり9月の行事予定というのが最後になっていました。その前が2015年10月4日ということで、なかなか情報がやはり、そちらの方もできていないのかなと。もっと情報が欲しいかなと思います。他市のところではどんどん情報が入っていますので、スマホのアプリができないのであれば、まず「ちばマイ・スタイル・ダイアリー」をいち早く、もっと有効的に、情報をどんどん発信していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

質問事項3、八街市のPRについて、質問させていただきます。

最近、市町村でオリジナルのかわいい婚姻届の用紙が作られています。結婚を決めた2人の初めての共同作業は、婚姻届を書くことではないでしょうか。

2014年、結婚情報誌ゼクシィを発行するリクルートマーケティングパートナーズと各自治体のコラボ企画で始まったのが、婚姻届を単なる書類から特別な1枚に変身させる、ご当地婚姻届です。そもそものきっかけは、2013年1月発行のゼクシィに付録でついたオリジナル婚姻届でした。ピンク色のロマンチックな婚姻届は爆発的な人気となり、平成5年の創刊以来、最高の売り上げ部数を記録したといいます。当時の担当者によると、反響の大きさから、婚姻届にもこだわりたいというカップルが多いことがわかったとのことでした。

香川県まんのう町では、入籍のお祝いの気持ちを込めた、色鮮やかなご当地婚姻届を作成し、カップルから好評を博しています。この町は県内最大のヒマワリの産地として知られており、婚姻届にはヒマワリがデザインされています。

本市も、市を全国にアピールするとともに、地元への愛着を深めてもらうためにも、オリジナル婚姻届を導入してはいかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

最近では、結婚情報誌の付録や、市町村のキャラクターの入ったものなど、独自の婚姻届用紙が見受けられます。婚姻届用紙の様式は法令で決まっておりますが、用紙余白部分に絵などのデザインを施すことについては特に問題がないため、キャラクターを入れることが始

まったものと思われま。

当市でも、PR活動の一環としてオリジナル婚姻届を導入してはどうかというご質問でございますが、結婚は人生の中で一番大切な行事でもございますし、市としてもできる限り祝福したいと考えております。2人のおめでたい門出に、市として何ができるのか、前向きに検討してまいります。

#### ○角 麻子君

ありがとうございます。

静岡県袋井市では、市の花コスモスと市の木キンモクセイをモチーフにしたオリジナルの婚姻届を作成するとともに、婚姻届が記念としてカップルの手元に残る、2人の記念用を別途用意しました。提出用と手元に残すのと、2種類作ったということです。また、婚姻届を提出された方に、市からのお祝いの気持ちを込めて、記念撮影用の結婚メモリアルボードを市役所1階市民ホールに設置し、カメラやスマホを持参すれば、職員が撮影サービスをするそうです。

このように、お祝いの気持ちをさまざまな形で祝福することができると思いますが、前向きに検討と答弁がありましたけれども、具体的にどのようなことを検討するのか、伺います。

#### ○市民部長（山本雅章君）

ご提案いただきました、ご当地婚姻届、オリジナルの婚姻届ということでご提案いただいたところですが、これにつきましては経費的にもさほどかからないであろうということもございますので、デザイン等を含めまして、結婚される方に喜んでいただけるようなデザイン、そういったものを考えた上で、実現できるように、ちょっと調査研究したいと考えております。

それからあと、記念撮影ですか、婚姻届を提出される際に記念撮影ということであれば、経費もかかりませんので、職員の手によって撮影するという事は可能ですので、その辺も、市民課窓口はご存じのとおり、ちょっと込み合うという状況もございますので、そういう中でも、やはり結婚という人生の節目、これは市としても祝福してあげたいという気持ちもありますので、なるべくそういったサービスというのは、ちょっとやりたいなというふうに考えております。

あと、撮影にあたっての撮影用の背景等などのボードですとかは、ちょっと1階フロアは手狭ということもございますので、なかなか難しい面もあろうかと思いますが、そういったことについてもちょっと検討してみたいと思います。

#### ○角 麻子君

ありがとうございます。

ぜひ、カップルが喜ぶような、また話題性を呼ぶようなアイデアをいっぱい考えていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

原付バイクのナンバープレートは、自動車の自動車登録番号票、及び車輛番号票と異なり、

地方税である軽自動車税を納付したことを示す、いわゆる課税標識であるため、管轄は市町村税務課で、法令上の様式の定めがなく、プレートの形状や図柄は市町村の裁量で自由に決めることができます。

ご当地プレートを全国で本格的に導入したのは、2007年の愛媛県松山市です。市職員が、まちのブランド力の向上のために何かできないかと話し合ったときに思いついたアイデアだったそうです。当時、松山市では、司馬遼太郎の小説「坂の上の雲」による街づくりが行われていて、それにちなんで雲のデザインに決められました。この雲の曲線がやわらかいイメージと温暖な気候、人々のおおらかさ、親しみやすさを演出しています。この松山市の事例が広がり、翌年の2008年に長野県上田市、宮城県登米市、静岡県御殿場市など、13市町村で導入されました。その後も次々と導入され、全国で原付バイクのご当地プレートを導入している自治体は、日本経済研究所の発表によると、2016年4月15日現在で47都道府県409市区町村にもなります。

ご当地プレートには、自然、歴史文化、産業、スポーツ、アニメキャラクターなど、さまざまな地域の資源や魅力がモチーフとして描かれています。ご当地プレートには、地域の魅力がさまざまな工夫によって表現されています。見ているだけで楽しくなり、その取り組みは地域の個性と魅力をアピールする、自治体のシティーセールスの一環として捉えられます。

そこで、本市も市のPRとして、原付ご当地ナンバープレートを導入してはいかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

原付のご当地ナンバープレートにつきましては、自治体のPRのほか、住民の郷土に対する愛着心の向上や交通安全を図ることを目的といたしまして、千葉県内では25の市町が導入しておりますが、通常のプレートと比較いたしますと、2倍から3倍程度の費用が必要になるといわれております。また、本市には、原付のナンバープレートの在庫が約1年分ございます。

したがいまして、ご当地ナンバープレートの導入につきましては、費用対効果の面を十分勘案いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

#### ○角 麻子君

今、在庫が1年分あるということなんですが、在庫数がどの程度になったら、次の発注をかけるのでしょうか。

#### ○総務部長（武井義行君）

今、市長から申しあげましたように、在庫が1年分ということでございますので、そろそろ次の発注を考えなきゃいけない時期に来ているところでございます。

#### ○角 麻子君

既存プレートからご当地ナンバープレートへの切り替えというのは、多くは既存からの切り替えになるのですけれども、中には枚数限定にしたりして、在庫がなくなった時点でオリ

ジナルプレートに切り替え、それがなくなったら既存に戻すというところもあったり、また完全移行するところがあれば、既存プレートとの選択制にするところ、既存プレートの在庫があるうちは選択制にして、なくなった時点で完全に移行する、またはその時点でどうするか、今後判断する。切替方法は市町村によってもさまざまです。

在庫が十分あるといいましたけれども、そろそろ注文の時期ということなので、まず、もしあれでしたら、市民にアンケートなどを取っていただいて、皆さんの外部の声を1度聞いて判断していただくことはできませんでしょうか。

#### ○総務部長（武井義行君）

これまで、ご当地ナンバープレートを導入した自治体の状況を見ますと、一番早いところで6カ月ぐらいの期間を要しているということでございます。また、今、議員がおっしゃられましたように、まず市民の意向を調査した中で、またデザイン等も市民から公募とかといいますと、やはり6カ月という対応ではできないと思いますので、やはりせつかくの機会というか、在庫も1年ということでございますので、やはり市民の意向というのは一定の調査とか、その辺は何らかの形で確認は、やはりしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

#### ○角 麻子君

ありがとうございます。

ぜひ、外部の声を聞いて、判断をお願いいたします。

では次に、ご当地キャラクターの活用について、質問させていただきます。

ゆるキャラブームが全国に拡大中で、関連グッズの販売や観光客の誘致などによって大きな経済効果が期待できることから、投票で人気ナンバーワンを決める、ゆるキャラグランプリでは、毎年各地で熱い選挙戦が繰り広げられています。本市も、ゆるキャラグランプリにエントリーしており、市民に投票を促しているところでもあります。

ゆるキャラの歴史を見ると、2007年頃から滋賀県彦根市の「ひこにゃん」がゆるキャラブームの火付役となりました。本市のピーちゃん・ナツちゃんの歴史はそれよりも古く、誕生日はたしか、平成元年11月11日だったと思います。しかし、残念ながら、歴史は長い割には、このキャラクターを活用できていないのではないのでしょうか。

他市は、ゆるキャラのグッズをどんどん展開し、道の駅等でお土産として販売しております。特産品のパッケージ等にもキャラクターを載せ、周知に活かしております。

社会福祉協議会で販売されているピーちゃん・ナツちゃんのポロシャツを着ていましたら、それはどこで売っているのですかと、最近、私は聞かれました。その方は、ポロシャツが販売されていること自体を知らなかったんですね。また、その方は、ピーちゃん・ナツちゃんがついているTシャツはないですか、ということもおっしゃっていました。ピーちゃん・ナツちゃんのグッズに興味がある人は必ずいると思います。

また近年、ご当地キャラのピンバッチを付けている他市の議員をよく目にするのが多くなったと感じております。その方に聞くと、周知のために付けているんだよとおっしゃって

おりました。

ピーちゃん・ナツちゃんのグッズで私が思い浮かぶのが、お店で見かけるピーちゃん・ナツちゃんのぬいぐるみ、あと、どこかでいただいているのですけれども、シールなどしか、ちょっと思い浮かべることができません。他市のゆるキャラのグッズが道の駅などで売られているのを見ると、とても私はうらやましいなという思いを感じております。グッズの展開がもっとあってもよいのではないのでしょうか。

そこで、質問です。ピーちゃん・ナツちゃんグッズの今後の展開はあるのかどうか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

市では、ピーちゃん・ナツちゃんのPR用グッズとして、ミニタオルやクリアファイル、シールなどを作成し、各種イベント時に配付しているところであります。また、八街市消費生活センターのPR用グッズとして作成しているシャープペンシルやボールペン、ストラップ、うちわ、エコバッグ、クリアファイルなどにもピーちゃん・ナツちゃんのイラストを入れているところでございます。

なお、今後も予算の範囲内ではありますけれども、ピーちゃん・ナツちゃんのPRに努めるため、ピンバッジなど、新たなグッズも作成してまいります。

**○角 麻子君**

ご答弁ありがとうございます。

今まで、そんなに種類を出していたというのを正直知りませんでした。

PRということですので、それは一切、販売はしていないということでしょうか。

**○総務部長（武井義行君）**

今作っておりますものには缶バッジとかもございまして、そういったものは販売しております。

**○角 麻子君**

それも知りませんでした。ありがとうございます。

私のちょっと意見なんですけれども、シールをもらったんですね。多分、シールは1種類だけだったと思うんですが、そうですね。大きい白いのが1種類だったと思うんです。ありますか。そうですね。

私は大きいのをもらったときに、ちょっと大き過ぎて、どこにどう貼ったらいいのかわからず、いまだに貼らずに置いてあるのです。もし、もうちょっと小さいのであれば、手帳とかノートとか、子どももすごく喜んで使うのかなと思います。グッズも、物によっては、先ほど缶バッジは売っているとおっしゃっていたのですけれども、グッズも、物によっては、販売、何ですかね、売れるのではないかとと思います。

先ほどピンバッジの作成を考えていらっしゃるということで、すごく私としては大変うれしい答弁をいただきました。私の周りにもピンバッジが欲しいという方が、すごく結構いら

っしやいまして、ぜひお願いしたいなと思います。できればピーちゃん・ナツちゃんのセットだけではなく、ピーちゃんだけとか、ナツちゃんだけとか、いろんなバージョンを作っていただけると、すごくうれしく思います。ピンバッジなら売れるのかなと思いますので。例えば、今後いろいろグッズを展開していく中で、夏まつり等のイベント会場限定でそのような販売をするお店を出すとか、そういうのもできないかなと。このことも要望させていただきまして、ぜひともよろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。

本市では、八街市のイメージキャラクターのピーちゃん・ナツちゃんの利用方法について、平成25年4月1日に要綱を制定しております。配布物や商品などに利用したい人は、要綱を確認し、申請書を提出すれば利用でき、市民及び市内各種団体は無償で使用できるとあります。

そこで質問いたします。市民や企業等のピーちゃん・ナツちゃんのデザイン使用申請状況を伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市のイメージキャラクターであるピーちゃん・ナツちゃんのデザイン等の使用申請の状況につきましては、平成25年度が86件、平成26年度が93件、平成27年度が100件となっており、平成28年度につきましては、8月末現在において27件の申請状況となっており、年々増加している状況となっております。

平成27年度の申請の内訳といたしましては、公共団体からの申請が61件、企業からが15件、各種団体からが22件、市民からが2件などとなっております。

ピーちゃん・ナツちゃんのデザイン等の使用につきましては、市民や市内事業者による使用の場合、当分の間、使用料は免除としておりますので、ピーちゃん・ナツちゃんのデザイン等を活用していただけるよう、広報やちまたや市ホームページなどでPRしてまいります。

#### ○角 麻子君

思った以上に件数があつて、びっくりいたしました。年々増えているということで、大変うれしく思います。

市内の落花生店舗に行っても、ピーちゃん・ナツちゃんのデザインがついている落花生の商品を私は見たことがないですが、千葉県のキャラクターのチーバ君は見たことがあるんですね。八街市は、落花生を売りにしているのに、なぜピーちゃん・ナツちゃんがないのかなと、すごく非常に残念な気持ちだったのですが、市として各店舗というのでしょうか、ピーちゃん・ナツちゃんのデザインを落花生の商品に使用してもらえるようにアピールというんですかね、そういうのはしていないのでしょうか。

#### ○経済環境部長（江澤利典君）

ちょっとその辺は私も聞いていないところがありますけれども、今後その辺を含めて、ちょっと調査させていただきたいと思います。

## ○角 麻子君

ぜひともお願いしたいと思います。やはり落花生を売りにしているのに、そこにピーちゃん・ナッチャンがいないのは非常に残念というか、本当に周知ができていないというか、すごくもったいないと思うんです。私なんか、落花生を買って帰省するのに、地方に落花生をお土産として持って行くのですけれども、そこにピーちゃん・ナッチャンがついていれば、やっぱり県を超えてピーちゃん・ナッチャンが周知されていくと思うんです。そういう方も帰省とかで、お土産で持たれる方、また送る方もいっぱい市内にいらっしゃると思うので、ぜひともその辺を調査して、訴えていただければなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## ○議長（加藤 弘君）

以上で公明党、角麻子議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

## ○木村利晴君

おはようございます。誠和会、木村利晴でございます。

リオデジャネイロオリンピック2016が8月5日から8月21日まで開催されました。日本勢も過去最多のメダル数で、大いに活躍されました。メダルを取った人、取れなかった人、全てのオリンピック選手が感動を与えてくれました。また、9月7日、本日なんですが、日本時間では9月8日午前となります、パラリンピック開会式があります。9月8日より競技が始まります。障害を乗り越え、幾多の困難を克服し、能力の限界を作らずに挑戦し、サポーターと一緒に臨むパラリンピック、多くの人々に感動と勇気、そして希望を与えてくれることと信じております。目標を持ち、目指すものがあるということが、こんなにも人を強くすることができることを、全世界にアピールしていただきたいと思います。希望の光を世界の隅々に灯していただきたいと願っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は今回、道路問題、まちの安心・安全、教育問題、まちの活性化と、4項目において質問させていただきます。

まず初めに、道路問題なんですが、安全で安心なまち、住んでいてよかったと思える街づくりのために、通告に従い、順次質問させていただきます。

質問事項1、道路問題について。

(1) 交差点問題についての質問です。

メイン道路、そしてメイン道路に直行してくる道路、またその道路に直行するメイン道路に平行な道路、裏道は道幅がほぼ同じで、どちらが優先か、なかなかわかりません。道路交通法では左側走行車が優先となっておりますが、運転者はどちらも自分が優先のつもりで運転しております。クラクションを鳴らしていく車、またスピードを緩めて慎重に行く車、いずれにせよ、標識も看板もない無印の交差点では、車だけではなくて人も自転車もオートバ

イも危険でございます。出会い頭に衝突するような事故が多々発生しております。

そこで質問いたします。要旨①団地での道路の優先順位を明確にできないか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

交差点での交通事故対策として、一時停止規制を行うなど、優先関係を明確にすることは大変有効と考えております。しかしながら、裏道など、幅員が狭い道路では幅員が同程度の交差点が多く、このような交差点におきましては、もともと優先関係が明確ではないことから、安易に道路管理者の判断において優先関係を明示することはできません。このような裏道の交差点におきましては、左方優先を厳守し、互いの運転者が一時停止または徐行し、周囲の状況を十分に把握するような安全対策が必要であり、交差点の存在を知らせる交差点中央の自発光式道路鉦やクロスマーク表示、カーブミラー、交差点手前での注意看板などの設置が有効であることから、引き続き整備してまいりたいと考えております。

#### ○木村利晴君

どうもありがとうございます。

裏道には、今はカーブミラーとか、いろいろあるのですが、なかなか、そういうの見落としとして行く人が結構いるんですね。ですから、そういう意味では道路に鉦を打っていただいたり、白線を引いていただいたり、何か交差点であるという、そういう目印があれば、歩行者も自転車も、また車も気を付けるのではないかとというふうに思います。

実例でございますけれども、四木におきまして2件、私が知っている範囲でございました、事故が。

裏道などに、やはり車がもうスピードで走行していきます。出会い頭に相手の車を吹っ飛ばしたというか、表現がちょっと悪いですが、吹っ飛ばして車がひっくり返ったというような事故がございます。死亡事故には至りませんでしたけれども。そんな事故で無事だったことが、本当に不思議なぐらいの事故でございました。もう1カ所はですね、その事故があったところは一時停止の標識をすぐ付けていただきましたので、それから注意して、皆さん走行しているようなので、事故は起こっていませんけれども。

でもまた、そういう一時停止のない場所で、カーブミラーはあったのですけれども、猛スピードで来た車がトラックの荷台に突っ込みました。これは軽自動車だったのですけれども、女性が運転していたのですが、軽トラ、軽自動車だったのですけど、前は全部潰れて、よくこれで本人が大丈夫だったなど。本当に不思議なぐらいの事故でしたね。車、トラックなのに、1車線ぐらい、ずれていましたので。そういう事故もありましたので。そのところは、まだ標識がついておりません。古いカーブミラーが、まだついているだけなんですけど、どうも見にくいのではないのかなと。その辺のところ、事故があったところは、もう一度、精査していただいて、事故のないように、再発しないようにしていただきたいと思うんですけど。

やはりもうちょっと目立つように、そういう危険表示ですね。先ほど市長が言われました



けれども、どれが有効なのか、交差点によっても違うと思うんですけれども、検討していただきたいと思います。

これは随時やっていただけるのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○総務部長（武井義行君）

事故の多い交差点、これはある程度、担当課の方で把握できていると思います。ですから、道路管理者とともに現地を調査した中で、やはり議員がおっしゃられるように、現場によって、わかりやすくする方法が違うと思いますので、その辺は調査研究してまいりたいと思います。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。

やはり事故を減らすための努力はしていかなくちゃいけないというふうに思っていますので、その辺のところ、よろしく願いいたします。

次の質問になりますけど、今年になって私の近辺で自転車の飛び出しによる事故が、やはり2件ぐらいありました。

1件は、四木なんですけれども、女性で高齢者の方なんですけど、四木街道と並行する裏道なんです。自転車が四木街道に直行する道から来まして、並行する道に出てきたところで、並行する道から来た車にはねられました。幸い、車とつきにハンドルを切って、かわしてくれたおかげで、自転車の前輪をひっかけただけで、高齢者の女性は自転車から落ちてしりもちをついた。外傷もなく済みましたが、車の方はかなりのスピードが出ておりまして、一歩間違えれば大事故になるところでございました。

2件目は、松林なんですけど、中学生が脇道から飛び出してきました、県道22号から勢田入り口交差点、それから神門線に抜ける道なんです。直行する脇道から出てきた自転車と、神門線側から来た車が衝突、車がよけて、今度はよけた車が民家のコンクリの上にぶつかりまして、かなり大破したというふうな報告を受けております。この場所は以前からも自転車の飛び出しがしょっちゅうあって、住民の方は非常に心配しておられたというふうなことなんですけれども。

自転車の飛び出し注意看板を、もっと目立つような形で取り付けていただきたいというふうに思うんですけれども、その辺のところはいかがでございましょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

自転車事故の原因として突出しているものが安全運転義務違反であり、中でも安全不確認が最も多くなっております。市といたしましては、自転車に乗る機会が多くなる小学校3年生から、市内全小・中学校におきまして、自転車に乗る前の点検整備をはじめ、安全に自転車に乗るためのルールである自転車安全利用五則など、実技を含め、毎年開催する交通安全教室の中で繰り返し指導しております。また、近年では、佐倉警察署管内におきましても、

自転車の運転者が加害者となる歩行者との接触事故が発生するなど、全国的にも高額な賠償金が自転車の運転者に命じられる事例が報告されております。

ご質問の自転車の飛び出し注意看板につきましては、以前から主線を通行する車輻に対しまして、歩行者等の飛び出しの注意喚起を目的に設置してまいりましたが、今後、飛び出す側である自転車等に向けた注意看板につきましても、必要な箇所に設置してまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

私も車を運転していて、脇道から本当に、ちょっとだけ出るんじゃないんですね、自転車の全部が飛び出してくるような形で出てくる自転車が随分あります。子どもだけじゃなくて、若い女性もありますし、本当に勢いよく走ってくる人たちが。危険を察知しないのかなというふうに、ちょっと思うんですけど、なかなか、それをやはり外部から注意喚起を促すような形で、そういう目立つ看板があれば非常にいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも、そういう目立つものを作っていただきたいと思うんですが。

インパクトのある目立つ看板というのは、どんなものを考えているのでしょうか。ちょっと具体例があれば、お聞きしたいのですが。

○総務部長（武井義行君）

申し訳ございません。まだこれから検討させていただきたいと思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

カーブミラー、本当に車を運転している人はわかるのですがけれども、自転車は見えていないんだと思うんですね。ですから、そういう意味ではやはり自転車に乗っている人たちに、学校でも、子どもに自転車の乗り方とか、いろいろ指導されているということなんですけれども、ぜひ社会人にも徹底して、自転車の乗り方をもう一度、注意喚起を促していただきたいと思っておりますので、その辺の講習会なんかは計画されているのでしょうか。何かやっていくようでしたら、ちょっと教えてください。

○総務部長（武井義行君）

先ほどから賠償というお話も出ております。事例を見ますと、もう1億円に近いような賠償もかなり発生しているということで、小学校、中学校にはもう毎年行っているのですが、やはり私なんか一般に走っていても、かえって大人の方が後ろを見ずに車線変更したりとか、結構ある場合があります、ひやとした経験もございます。ですからやはり、もっと大人の方にも何らかのそういった指導とか、そういった機会を設けることが必要と考えており、今現在予定はございませんけれども、今後検討してまいりたいと思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

子どもが学校でやる安全教育のときに、何か公的な手段でアピールして、そういう講習会をやりますよというようなことで、大人も交えたそういう勉強会みたいな講習会を開いてい

ただければいいのかなというふうに思います。高額な賠償を、自転車に乗っている人は払えないかなと思いますので、ぜひその辺のところも周知していただけるように、また企画していただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤 弘君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時08分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○木村利晴君

次の質問をさせていただきます。

質問事項2、まちの安心・安全について、ご質問させていただきます。

（1）異常言動、異常行動をする者に対するの対策について、お伺いするものです。

7月26日、相模原市の知的障害者施設、津久井やまゆり園で入居者19人が刺殺された事件がありました。元職員の男が、身勝手な考え方、障がい者に対する偏見で卑劣な犯行に及びました。職員を含め、26人もの方が負傷しました。日本国内でこのような事件が起きるとは想像すらできず、大変ショックを受けております。まずは、何を置いても、犠牲になられた方々に心より哀悼の意を表します。また、お見舞い申し上げます。

殺人事件で逮捕された元職員の植松聖容疑者は、犯行の約5カ月前、精神保健指定医の診断に基づき強制的に入院させる措置入院となっておりました。同容疑者が今年2月の措置入院の際、ヒトラー思想がおりてきたと話していた情報もあります。なぜ、このような危険思想を持っている男を退院させたのか、大変疑問に思っております。

そこで質問いたします。

要旨①措置入院とは、そもそもどのようなものか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問の異常言動・行動者につきましては、入院させなければ自身を傷付けたり、または他人を傷付けたり、何らかの迷惑行為等をするおそれがある場合に、県知事は指定医師の診断結果に基づき、指定病院等に強制的に入院させることができることとなっております。近隣住民や警察官等の通報により、県の保健所が状況を調査し、必要がある場合は、指定医師に診察の依頼をいたします。

市としましても、住民等から通報などがあった場合は、県の保健所につなぐとともに、情報共有等を図りながら、連携して対応してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

襲われた施設は地域と深くつながっていました。街づくりそのものに影響しており、事件だけでなく、あの施設が襲われたことを悲しむ声が、多くの市民の間から聞こえてまいりました。

この事件は突然起きた事件ではなく、幾つかの前兆もありました。措置入院した際の大麻吸引や、施設側が、容疑者が入所者に危害を与えることを示唆するような発言をしていたことも把握していたと聞いております。結果論ではありますが、施設、警察、行政間の情報共有が不十分ではなかったかと悔やまれます。

質問要旨2になりますが、退院後の再発防止について、—————お隣にこのような人がいたらどのような対応をとれば事件を未然に防ぐことができるのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

入院を継続しなくても、精神障害のため自傷他害のおそれがないと認められ、退院により地域での生活へ移行する場合は、本人の不安や近隣住民の不安を極力少なくするために、医療機関、行政、家族、関係機関などで個別のケース会議を開き、退院後の地域生活について協議し、支援しております。看護師等の訪問などにより、服薬の管理や定期的な見守り等のサポート、日中活動や就労あるいは経済的なサポートなど、各関係機関が連携して支援していく必要があります。

市としても、必要に応じ、居宅への訪問や生活面等でのフォローなど、再発防止につながる支援に努めてまいりたいと考えております。また、地域においても、相談や支援し合える環境が望まれることから、精神に障害がある方に対する正しい理解がより深まるよう、普及、啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

#### ○木村利晴君

今の日本の制度は精神障害者の退院後の状況のチェックが甘く、制度の貧弱さを指摘されております。日本では措置入院が精神保健福祉法で定められた行政処分であるのに対し、ドイツでは同様の措置が刑法に基づく処分であると指摘されております。日本では、患者の取り扱いが行政と警察で縦割りになってしまふ。

日本でも措置入院に関する仕組みは刑法や別の法律で定めるべきだと、元慶応大学教授のカトウヒサオ弁護士が話しておられます。また、塩崎厚生労働大臣は、退院後の警察、県、園の連携が適切だったかどうか検証しなければならないと述べた上で、措置入院後のフォローの充実が必要との指摘も当然あるとし、再発防止を検討する考えを示しました。

この事件は他人事ではありません。—————隣にそういう人がいるのです。退院してきたらどうしようと、住民は不安がっております。病院、警察、県、市、自治体が情報を共有し、対策を講じていける仕組みを作ってほしいと願っております。

八街市はこのような事件への取り組みはどのように対応されていかれるのか、再度お伺いいたします。

#### ○市民部長（山本雅章君）

市の今後の取り組みというご質問ですけれども、先ほどの市長答弁でもお答えしましたとおり、近隣住民の方は非常に不安をお持ちのことだろうと思います。そうした中でどのように取り組んでいくかということで、本人にも恐らく、精神的なものですから、不安、情緒不安定とか、そういったことが非常に多くあるかと思いますが。そうした本人、それから近隣住民の不安、こういったものを極力少なくするためには、その状況、状況に応じた個別の支援、こういったものを提供するということが必要であろうかと思っています。

そこで本人、それから地域と支援機関をつなぎまして、ケース会議などにより医療機関、県、市、その他関係機関など、連携を強化していくとともに、精神的な悩み、それから不安などを気軽に相談できる場の提供、紹介、そうしたことに努めてまいりたいと考えております。

**○木村利晴君**

ありがとうございます。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

———そういう意味では自治体等と情報をしっかりと共有して、また病院だとか警察、県、市とも連携をとりながら、見守る体制を構築していただきたいなというふうに思いますので。これは本当に他人事ではなくて、現実にもこういう問題があるんだ、それを抱えているんだということを認識した上で、今後の対応を検討していただきたいというふうをお願いいたします。

では、この質問は終わります。

では、次の質問なのですが、教育問題です。

(1) 貧困家庭支援について、お伺いいたします。

経済大国の日本で、約6人に1人の子どもが貧困の状態に置かれているということは、ほとんど知られておりません。経済的な理由で、塾に通いたいけど通えない子どもたちがたくさんおります。そんな恵まれない子どもたちを救済する取り組みが各地で始まっております。

6月4日付の千葉日報に、無料塾に関する記事が載っていましたので、抜粋して紹介させていただきます。千葉県は本年度、県内17市町で生活困窮家庭の子への学習支援事業が行われ、昨年より11市より拡大すると報告がありました。自治体による無料塾と呼ばれ、教員OBらが、公共施設で休日などに勉強を見る仕組みです。町村で行う際は都道府県が事業主体となり、県も本年度から参画するようです。生活保護に至る前段階の相談、支援で自立の促進を図ることを目的に、昨年4月、生活困窮者自立支援法が施行されました。この中で、学習支援は任意事業の位置付けではありますが、子どもの貧困や、親から子への貧困の連鎖がクローズアップされる中、取り組む自治体が全国的に増えてきているようです。

県内では昨年度、千葉や船橋、松戸など、11市が開始。自治体から就学援助を受ける世帯の小・中学生などから希望者を募り、教員OBや大学生アルバイトが先生となり、宿題などを見る。経済的な理由で塾に行けない子が多く、基本的に無料か、教材の実費のみのケースが多いようです。県内全体の大学進学率は55.5パーセントですが、生活保護世帯の子の進学率は16.8パーセントに低下しております。高校進学率も、県内全体が98.6パーセントに対し、91.7パーセントにとどまっております。

そこで質問させていただきます。

要旨①になりますが、進学率を高める意味でも、経済的に苦しいご家庭の子どもたちのための学習支援を無料で行う無料塾の開設について、八街市の取り組みをお伺いいたします。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

生活困窮世帯の児童・生徒等に対する学習支援や、保護者への進学助言を行う学習支援事業は、貧困の連鎖を解消する上で重要な取り組みと認識しております。

教育委員会としましては、不登校生徒の中学3年生の保護者を中心とした進路相談会を実施したり、教育相談員を家庭に派遣したりしております。学習等の支援ですが、放課後子ども教室を今年度中に市内小学校に設置し、平日の放課後に体験活動や学習支援などを実施できるよう、考えております。

一方、市内の各学校においても、家庭学習を充実させるための方策として家庭学習の手引きの作成や、長期休業を活用した補習など、全ての児童・生徒を対象に取り組んでおります。

中学3年生を対象とした無料塾の実施につきましては、国及び県の動向を確認しながら調査研究してまいります。

#### ○木村利晴君

どうもありがとうございます。

やはり貧困の連鎖を断ちきるには、経済的な理由で塾に通えず、進学を諦めるようなことがあってはならないと思っております。1人でも多くの子どもたちが諦めないで進学していただける可能を与えてあげることが大事ではないかと思っております。

このことについては、教育長はどういうお考えをお持ちですか。お伺いたします。

#### ○教育次長（村山のり子君）

生活困窮者自立支援法の中で、学習支援にあたりましては任意事業ということでございますけれども、これに関しまして数年前から関係各課と協議してきたところでございます。しかしながら、いまだ実現には至っておりません。今後とも引き続き、関係各課と十分協議してまいりたいと思っております。

また、先ほども教育長から答弁がありましたように、今年度、小学校1校ではありますけれども、校内で放課後子ども教室を開設しまして、学習支援を中心に実施してまいる予定でございます。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。

やはり県の方もこれから積極的に支援していくというふうなことをおっしゃっておりますので、八街市もそれに乗るような形で検討していただければありがたいかなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

日本の奨学金制度は、どのように制度設計されているのでしょうか。文部科学省所管の特殊法人、日本育英会が主体となり、奨学金事業を行っております。2001年度の事業規模は、約4千732億円。民間団体や地方自治体が行う奨学金事業を含めて、総額5千500億円ほどです。これは単純比較ではありますが、アメリカの10分の1の規模となっております。奨学金は、高校生で全学生の約2.5パーセント、大学生で約16.5パーセント、全体で約8.9パーセントの割合で給付されており、アメリカの約8分の1、オーストラリアの約11分の1で、先進国の中で最低の水準にあります。

2000年度の学生生活費、学費と生活費の合計ですが、この平均は国立大学で約154万円かかるのに対し、育英会の貸与は54万円。これは学生生活費のわずか3分の1程度です。私立大学においては、207万円の学生生活費に対し、わずか67万円の貸与額、約32パーセントまで落ち込んでおります。大学全体の平均をとってみても、学生生活費が194万円かかるのに対し、育英会の貸与額はわずか約61万円、約31パーセントにしかなりません。これでは、生活費どころか学費すら満足に賄うことができず、学生は在学中もアルバイトに明け暮れるか、もしくは就学以前の段階で進学を諦めてしまうか、どちらかを選択する以外にありません。

低所得者層出身者の相当数が、経済的な理由より自身の望む教育を受けることができず、半ば強制的に社会参加を迫られているという実態が浮かび上がっております。これは大変にゆゆしき問題であり、早急に奨学金の量及び質を改善することが求められます。日本では、

奨学金をもらってる3割の学生が何らかの理由で中退しており、奨学金の返済だけが残って、生活苦に陥っている現実を、メディアが取り上げておりました。高学歴でなければ高収入を得られず、安定した生活が送れない現実もあり、欧米諸国には到底及びませんが、日本の奨学金を貸与してもらってでも大学進学を目指している学生が多くおります。

そこで質問いたします。

要旨②になりますが、今、日本にもさまざまな支援制度があると思いますが、それら全てを駆使して、経済的に余裕のない家庭でも大学進学が可能になるよう、アドバイス、相談できる窓口は八街市に開設されているのか、お伺いいたします。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市におきましては、家庭教育相談、学校教育相談及び八街市教育相談ダイヤルにおいて、さまざまな相談を受け付けております。支援制度については多岐にわたり、さまざまな制度があり、成績などの個人情報が必要となるため、学校が対応しております。また、社会福祉協議会でも、教育支援資金の貸付制度を行っています。

現在、支援制度相談窓口の開設は考えておりませんが、今後とも、関係機関の連携の中で丁寧に対応してまいりたいと考えております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。

国家100年の計は教育にありと言われております。イギリスでは、今のイギリスには大きな課題が3つ存在する、それは教育、教育、教育だということで、これは1996年に労働党のトニー・ブレア首相が就任したときに行った演説の一説であります。イギリスが国家戦略として、どんなに教育を重視しているかということの一端をうかがえる演説でございました。無償のサービス、これは最も重要で基本的なものということで、イギリス人の教育に関する思想、これがうかがえるかなというふうに思います。イギリスの奨学金制度は、主に政府系金融機関、受給資格に収入制限がなく、原則的に希望者全員が奨学金を受け取ることが可能であります。全ての意欲ある学生が経済的な理由により就学を断念させられることのないように、システムの制度設計が行われております。

今の日本に求められているものは、画一的な制度ではなく、国民一人ひとりに合わせた柔軟な政策対応ではないかとも言われております。八街市から発信して、国に対し、奨学金制度のあり方、これを是正していただけるような取り組みをしていただきたいと思います。教育長の考え方を伺いいたします。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

まずは現在あります相談窓口の啓発の充実、それを目指していきたいなと思ってございます。奨学金を必要とされる方々へ、今以上の適切な対応を図ってまいりたいと考えます。

それと、情報によりますと、文部科学省は次年度から、大学進学者などへの無利子奨学金



について、世帯年収や成績の基準を満たした希望者全員に貸与する方針を固めたとありました。これは大きな奨学金制度の進展かと思えますので、今後その動向について注視したいと考えております。その後、さらなる充実の必要性があると認識した際には、八街市から諸機関に奨学金制度の是正について呼びかけていくことが大切なことかと思えます。

○木村利晴君

ありがとうございます。

やはりいろんな奨学金があっても、学校が全部周知していればいいですが、やはり市の方でも、そういう窓口を1つ、やっぱり開設していただいて、そんな相談に乗ってあげられるような体制も必要なのではないかと。教育委員会の方で学校に対して徹底的にそういう指導ができていれば別なんですけれども、そうでなければ市の方に相談に来るような形があってもいいのかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

こういった奨学金制度でございますけれども、社会福祉協議会の方でパンフレットを作りまして、「応援します、修学資金」と題しまして、こういった貸付による就学支援を行っているということを各学校にも周知した上で、随時相談に応じているということでございます。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。

いろんな機関でいろんな対応をしていただいているとは思いますが、気軽に窓口1つで相談に乗ってもらえると、本当にありがたいかなというふうに思います。どこに行けば、すぐこういう相談に乗ってもらえるのか、また支援を受けるのに有利な、学生さんたちに負担のかからない、そういう相談を、やっぱり受けてあげる、教えてあげる、こんな取り組みをやはりしていただきたいなというふうに思っております。

いろんな意味で、みんなが平等に学ぶ機会を得られればいいかなというふうに思っています。能力があっても、本当に経済的に苦しくて、学びたくても学べない子たちを作らないように、経済的に負担の軽い奨学金制度、また助成金制度の相談に乗ってあげて、進学、未来に限りない可能性を持たせてあげる、そんな取り組みを切にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会の教育長、教育次長から答弁しているところでございますけれども、木村議員からそういったご意見を今、賜ったところでありますけれども、全国市長会でも、意欲と能力のある学生が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、給付型奨学金の創設、奨学金の返還免除など、安心して学べる環境整備を行うこと、また独立行政法人の日本学生支援機構の育英奨学事業について、無利子貸与枠の対象拡大を図ること、さらに独自の奨学金制度を設ける自治体に対する支援を講じることを全国市長会で決議しておりますので、申し添えます。

○木村利晴君

どうも市長、ありがとうございます。

本当にこういう支援制度を充実していただければ、そういう恵まれない子どもたちも希望を持って、また生活していけるのではないかというふうに思っております。本当に、みんな、学ぶ機会を平等に与えられなきゃいけないので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

次の質問をさせていただきます。

最後の質問になります。まちの活性化について。

(1) 健康寿命について、お伺いいたします。

平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある不健康な期間を意味いたします。お手元に配付した資料がございますけれども、平均寿命と健康寿命の差ということで、表、グラフがあります。これを見ていただければありがたいと思います。

平均寿命と健康寿命、日常生活に制限のない時間の差は、平成22年、男性で9.1年、女性では12.68年となっております。今後、平均寿命の延伸に伴い、こうした健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大することになります。疾病予防と健康増進、介護予防などによって、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。そのためには、健康で元気なお年寄りを増やさなければなりません。

そこで近年、お金をかけずに手軽に利用できる、高齢者向けの健康遊具を公園に設置している自治体が増えております。高齢者向けの健康遊具は、筋肉と体の柔軟性を維持するのに役立つと言われております。朝に起きてから、夜に寝床に入るまでの1日の動作が、年を追っても日常的にできれば介護予防につながると、最近では導入に積極的な自治体も多いようです。

参考例ではありますが、健康遊具、ちょいトレというのがありましたので、コピーを配付させていただきました。これは遊び以上、トレーニング未満の健康遊具です。広場、公園など、場所を選ばず簡単に設置でき、楽しさと気持ちよさをあわせ持った健康遊具です。運動は一部分だけの動きでは楽しさも効果も出ません。腕から足まで、全身運動をサポートしながら、日頃の運動不足や生活習慣病から体を守り、さらに楽しいから続けられるを目指した、新しい形とアイデアを提供した健康遊具でございます。

そこで質問いたします。

要旨①このような高齢者向けの健康遊具を八街市内の公園に設置し、高齢者の健康増進、健康寿命の延伸に向けた取り組みをしていただけるか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市の都市公園につきましては、街区公園が11カ所、近隣公園が2カ所あります。このほかに、宅地造成で設置された公園が約120カ所あります。現在のところ、市が健康遊具を設置した公園はございませんが、既設の公園遊具につきましては、定期点検や修繕など、

適正な維持管理に努めております。

高齢者の体力向上や運動不足の解消につながると考えられる健康遊具の設置、普及につきましては、高齢者や地域の方々の意見、要望等を伺いながら、今後、調査研究してまいります。

#### ○木村利晴君

どうもありがとうございます。

市民の要望はかなりあるというふうに思っております。今、八街市でちょっと運動したいと思っても、行って運動するところがないんですね。スポーツプラザの中にある運動器具は費用がかかるということですし、壊れているものもあるというふうなこともお聞きしますので、なかなか手軽に、すぐに運動できるというようなことがちょっとできていないかなというふうに思っておりますので、そういう要望が市民の中にはあります。ちょっとした運動、本当に筋トレしたいのではなくて、何かちょっと背筋を伸ばすような軽い運動、そういうものをしてみたい、ウォーキングしてみたい。ただ、八街は歩道も整備されていない部分もありますし、自転車でスポーツプラザに行きたいんだけど、車道を走っていると、やっぱり非常に怖いところもたくさんありますし、なかなか難しいということで、手軽に運動できるところが欲しいですみたいなことは、私は随分言われております。

健康遊具とは、散歩の途中などに誰でも気軽にストレッチしたり、体のツボ押しをしたり、筋肉を鍛えたりなど、日常生活での健康づくりを主な利用目的にした大人専用の遊具でございます。家庭用の健康器具では長続きしないけれども、公園だと解放感があって気持ちがいい、ここで健康づくりができれば医者いらずで医療費が節約できますよと、おっしゃっている方もおられます。近年、公園で子どもたちが遊んでいる姿をなかなか見ることができません。誰も来ない公園はもったいないというふうに思っております。高齢者の方たちに公園に来ていただき、健康遊具で体を動かし、健康づくり、老化防止に役立てていただきたい。

こんなふうに思っているのですが、いま一度、前向きな、ちょっとご発言が欲しいのですが、どうでしょうか。

#### ○建設部長（河野政弘君）

健康寿命を延ばすという意味の中で、今ご指摘のありましたような健康遊具、こういうものを設置することについては効果があることかと思えます。ただ、場所とか、そういうところの選定についても慎重に検討しなくてはいけないと思えますし、また、地域の皆さんの要望なども踏まえて設置する必要があると思えます。そうした中で、地域の皆さんと、これまでも出てきておりますけれども、例えば協働というような考え方の中での設置とか、そういうことも考えられると思えますので、そういうことも含めて検討してまいりたいと思えます。

#### ○木村利晴君

どうもありがとうございます。

東京都の大田区では随分、公園に健康遊具を設置して、かなり効果を上げていているというふうに聞いております。府中の方でもやっている。あと、大阪でかなり普及しているというふ

うなことも聞いております。テレビでも随分宣伝していましたし。

実際、体験した人たちは、いつも使っている人たちは、毎日の楽しみになってくると言うんですね。今、行くところがない。どこへ行くのにもお金がかかる。だったら、ちょっと公園へ行って運動してみたい。気軽に運動できる、こんな場所があるといいと。高齢者の方たちに出かけるところ、行くところを作ってあげるというのも大事な取り組みではないのかなというふうに思います。

いろんなことは懸念されますけれども、試しに1度やってみるということも大事なことなんじゃないかと。一步踏み出すのは、とても大変なんですけど、それをやることによって、また別に効果も出てくると思いますので、その辺のところをもう一度ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく。

#### ○建設部長（河野政弘君）

今までも答弁してございますけれども、そういう遊具等を設置することは、効果ある1つの手段だと思います。そうした中で、先ほど申し上げましたけれども、地域の本当に必要性とか、ただ設置しただけでは、今までもありましたように、行くのに時間がかかるとかで実際に使われないとか、そういうことも考えられますので、地域の皆さんの本来の必要性、そういうことも含めた中での検討課題とさせていただきたいと思います。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。

今の医療費負担を見ていただけるとわかりますけれども、ものすごい金額がかかっているわけです。ですから、年とともに医療費がかかるというのも変な話なので、年をとっても健康な人はたくさんいます。目的を持って生活している人は病気にもかからないし、医療機関にもお世話にならない。そういう人たちがたくさんいますので、そういう人たちを少しでも増やしていかなくちゃいけない。その取り組みをしないと、いろんな意味で、高齢者とともに医療費負担がどんどん上がっていく。こういう現実がありますから、これは何とか節制していかないと、本当に八街市のこれからのいろんな取り組みに対して支障を来していくのではないのかなと。

こういう取り組みをやると、お金はかかります、管理も大変だと思います。でも、やらないと変わらない部分がありますので、ですからそういう、ある程度、新しい取り組み、ほかでやっていて効果が出ていないならば別ですけども、ほかの市町村でやられていて、非常に効果が出ているというようなこともお聞きしておりますので、これは八街市はまだ取り組んでおりませんし、これから高齢者の方たちが行くところを作ってあげるということも本当に大事なことなので、そのことについても、今すぐやってほしいんじゃないですけども、でも、そういう方向性をやっぱり持って、これからいろんな事業に取り組んでいただきたいと思うんですけども。

もう一度お聞きします。今後これを導入していきたいと言ってもいいかなというふうな思いを、もう一度お聞かせください。

○建設部長（河野政弘君）

健康寿命を延ばしていくという手段の1つとしての健康遊具ということで、設置することで効果があるということでございます。寿命を延ばすためには、いろんな手段、方法があると思いますけれども、市として健康遊具を設置した方がいいということであれば、公園だけではないと思います、いろんな場所でも考えられると思います、そうした中で地域の皆さん、今までもお答えしましたけれども、地域の皆さんとの協働というか、そういう中で本当の必要性、そういうことを踏まえた中で、設置ということについても検討すべきかと思えます。

○木村利晴君

ありがとうございます。しつこく聞きまして、申し訳ございません。

やはり健康寿命を延ばして、ぴんぴんころりと。天命を全うするということが、人生の最高の幸せではないのかなというふうに思っています。そういう意味で、前向きにご検討を願えればと思います。

以上で、誠和会、木村利晴の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤 弘君）

以上で、誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩します。午後は1時10分から再開します。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。

今回は、住みやすい街づくりについて、農業についての質問をさせていただきますが、申し訳ございませんけれども、質問事項2、農業についてを、初めに質問させていただきます。

質問に入る前に、台風9号で八街市でも多くの被害を出してしまいました。農業関係でもパイプハウス等、合わせて約4億円以上の被害が出たと言われております。また、瓦が飛んだり、屋根がはがされたりという大きな被害を受けた人がたくさんいます。被害を受けられた皆様に、心からお見舞いを申し上げたいと思えます。

それでは、まず初めに農業について、質問いたします。

農業インターンシップ事業について、伺います。

農業インターンシップ事業は、八街の農業の担い手、耕作放棄地対策にも大事な事業だと考えます。そこで私は、6月議会でもお聞きしましたが、詳細な事業計画ができていなかったようですので、再度、今年度の農業インターンシップ事業についての計画をお伺いいたします。

### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業体験インターンシップ事業につきましては、昨年度から開催いたしました事業で、農業への就農を真剣に考えている方を対象に参加者の募集を行ったところですが、中には単に農業体験だけの考えで参加した方もおり、また、1泊2日での実施では、本来の目的である就農へのきっかけ作りに結び付かないのではないかとの意見もあったことから、本年度につきましては、就農意欲のある20代から40代の方で、ある程度、農業の知識を有する方を対象に実施する計画でございます。月1回から2回程度、受け入れ農家へ通っていただき、播種から収穫まで一貫した体験をしていただくもので、10月から実施できるよう、受け入れをお願いする八街地区指導農業士、並びに農業士会と協議を進めているところでございます。

### ○小山栄治君

ありがとうございます。

今回のインターンシップ事業、これは何人ぐらいの参加者でどのような体験内容を行う計画なのか、お聞きいたします。

### ○経済環境部長（江澤利典君）

昨年度から始まりました農業インターンシップ事業ということで、今年度の事業の詳細ということでございますけれども、先ほど市長が答弁したように、昨年度は単に農業体験だけということで参加した方々の中にはいらっしゃったというような結果が出ております。今年度については、実習農家まで足を運んでいただいて、月2回程度、播種から収穫まで等、栽培体験をしていただく中で新規就農者の確保に向けて取り組みをしたいというような形で進んでいきたいというふうに考えております。

そうした中で、担当課の方といたしましては、今年度は対象募集者は先ほど答弁があったように20代から40代の就農への意欲のある人、さらにある程度の知識を有する人というふうに限定させていただきました。そういった方法で、募集方法については農業大学校及び農学部がある大学等に依頼しております。期間については10月から2月頃までの5カ月間、1カ月に1、2回程度。日程については、受け入れ農家との調整がございますので、これからということになりますけれども、期間については、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

また、受け入れ人数については、農家1軒での受け入れで少数でございまして、5名程度というふうに考えております。内容につきましては、各月の最初に、その月の内容の説明と作業の指導をお願いする。畑の一部を借用して5人で約500平米ぐらいの畑をお借りして、行ってもらうというような考えでおります。

また、農機具等の使用については受け入れ農家さんに協力いただいて、やる。作業着は受け入れ農家と参加者のグループ、5人でグループという形を考えているのですが、話し合いで決定していただく。また、借用する圃場での作業がない場合については、通常の作

業体験をするというような事業計画で進んでいきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

細かく説明していただきまして、ありがとうございます。

10月から大体2月まで行うということで、5カ月ですね。5カ月ですと、5回から10回行うということだと思いますけれども、先ほど播種から収穫まで一貫した体験をしていただくというような説明もありましたけれども、八街において10月から、播種から収穫まで体験できるものというのは非常に限られているような気がしますけれども、その辺はどのように考えておりますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

なぜ10月からになったのかというようなことでございますけれども、先ほど答弁があったように、昨年度の参加者には農業体験だけという考え方で参加した方もおまして、本年度については就農、また定住の両方を柱とした事業にしたいということで、ちょっと時間がかかってしまったということが、まず1点。また指導農業士等にご依頼申し上げますので、技術指導等がございますけれども、指導農業士自身も農業経営者であるということで、時間的制限もあったということが挙げられます。

これについては、今年度が10月からということで反省点もございますので、来年度の実施にあたっては今年度より早い時期に実施できるよう、年度内には、その辺の内容について、さらに詰めていきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

来年からはもう少し早くやるというようなことですがけれども、去年はたしか3月に行ったと思いますけれども、それよりはまだいいのかなと思いますけれども。

農業インターンシップの予算なんですけれども、この予算の使い道はどのようなものに使われるのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

今年度の予算の使途ということでございます。

当初予算ではインターンシップ事業として、市費と仕事の関係でございますけれども、200万円を計上してございます。200万円で、国からの交付決定は8月31日に決定を受けております。その中から、国の方の要綱もかなり厳しいところがございまして、市の方で予算化、交付対象と見ていたものが農家さんの指導の謝礼、あと地域農業者との交流会関係については対象外にしろというような状況で交付決定を受けております。したがって、今年度、対象となる経費については、今予定として考えているのは畑の賃借料、農機具の賃借料、あと種苗等の材料費、またリーフレットの印刷製本費等が対象というような形で、交付決定がなされております。

そうした中で、今年度については当初予算で、今説明しましたように200万円の計上がございます。今年度の予算計上の仕方としては、補助対象が2分の1ということで見ている予算書なんですけれども、インターンシップの交付金については、国の事業としては平成2

7年度の繰り越しで予算が交付決定されたものでございまして、これについては10分の10の交付対象というような形で、今は予算計上しているところでございます。

○小山栄治君

今回の予算は畑の賃借料、また機械のリース、パンフレット等に使われるというような説明がありましたけれども、1つの、1軒の農家に5人ぐらい来ていただいて、大体5畝の畑を借りるのに、どのぐらいの経費を払う予定なのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

賃借料については、いろいろ計算方法がございまして、ここでちょっと正式な数字は申し上げられませんが、賃借料等については早期に決定して、10月からインターンシップ事業を開始できるように進めたいと思っております。

○小山栄治君

普通、私たちが農地を借りる場合、年間1反歩1万円から1万5千円。これが八街の相場なんですよね。今回の5畝、これを借りるのに幾らぐらいの予算なのか、わかりませんが、予算の200万円のうちの、どういう使い道をするのかはわかりませんが、あまり経費がかからないような気がするのですけれども。一番かかるのは何なんですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

先ほどちょっとお話ししましたように、賃借料については、議員さんがおっしゃるとおり1万5千円とか、そういう形にはなろうかと思いますが、この予算は先ほど申しましたように200万円というふうになっていますけれども、先ほど説明しましたように補助対象事業がかなり狭まってきておりますので、その辺でなるべく、私も財政課にいましたので、一般財源を使わないような形で進めていきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

わかりました。

今回、このような農業体験インターンシップの形、農業大学校等から農業をやる気のある人たちを呼んで体験していただくと。これは非常にいいことだと思います。

今回の計画が実施になる前に、この計画のほかに、何かほかの計画も考えたのかどうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

ほかに案がなかったのかというようなことかと思いますが、一応担当課の方といたしましては、先ほど申しました部分が案の1つということで考えておりました。

もう一つの案ということで考えていたものがございまして、これについても、当然といたしますが、インターンシップ事業に関わる事業ということで、同じ形をとる以外に、募集人員とか、その辺を、人数の関係ですね、先ほどは5名程度ということで、グループということでお話しさせていただきましたけれども、4名から6名、人数的にはさほど変わりません。対象募集者が同じく20代から40代。期間なんですけど、もう一つの案といたしましては、来月から事業を開始するわけですが、10月に約4日間、間をあけて1月もしく



は2月に4日間、計8日間ということで日程についても、その期間についても考えておりました。そうした中で、受け入れ人数は農家2軒から3軒ぐらいに受け入れを依頼いたしまして、1、2名ずつ、そこで受け入れをしていただくというような方法で実施したらどうかということで。

先ほど申しました案1と、今申しました案2で進めて、どちらを今回のインターンシップ事業に充てるかということを検討していたところでございます。

○小山栄治君

この事業で私が一番心配なのは、月に、例えば1回とした場合に、その1カ月の間の管理をどうするのか。5人の人が1回のほかに交代で来て管理するならばいいと思いますけれども、受け入れ農家の人に全て管理を任せて、そのときだけ、月に1回だけ来て体験するというのは、私はいかがなものかなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

間があいてしまうとか、そういう問題があるかと思います。これについては、月内の作業日については受け入れ農家と参加者のグループで話し合いで決定して、細かい詳細については、その中で決定していただきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

もう一点、私が気になるのは、5畝の畑を5人で借りて、賃借料を払ってやるということは、そこでとれた農作物は5人の人のものになると思うんです。そうですね。そうした場合、その販路だとか、品物はどうするのか、その辺はどのように考えていますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

販路の拡大ということもございますけれども、実習に来ていただいた方に、中心になって農作物については使用というか、使っていきたいというふうに考えています。

○小山栄治君

ちょっとすみません。最後がよく聞こえなかったのですが。

○経済環境部長（江澤利典君）

作物、できた野菜等々については、直売所があれば、あれなんです、なければ、そういう面については、実習に来ていただいた方々で、農作物については、何というか、処理というか、そういう形で進めていきたいというふうに考えます。

○小山栄治君

わかりました。実際は5畝あると、かなりの量なんです。作るものにもよりますが、10月から作付を開始するとなると、薬物が中心になってしまいます。そうすると5畝の畑に薬物をまくと、すごい量になります。それは直売所で販売できるような量ではないし、5人の人が持って帰れる量でもないんです。ですから、今回このような体験をやりませんが、形的にはいいと思いますけれども、とれたものをどうするのかというのも非常に、私は問題になると思います。お金で地主から借りて作っているわけですから、貸している人がそれを売っても、5人の人にそれを売ったお金を払わなきゃいけないとか。そうい

うことまで考えなきゃいけないと思いますし、できたものをどうするのかというのも、私は非常に難しい問題があるのかなと思いますけれども。その辺もよく研究していただきたいと思います。その後の答弁は結構です。

**○議長（加藤 弘君）**

小山議員、ちょっと待ってください。地震で揺れていますので、少々お待ちください。静粛に願います。

再開していただいて結構です。大丈夫です。地震はおさまったようですから。

**○小山栄治君**

何かお答えはありますか。

**○経済環境部長（江澤利典君）**

先ほど答弁で販売ということで、なかなか難しいのではないかとということをございますけれども、販売できるものについては受け入れ農家さんのところで流通しているところに出していただくとか、そういうことも考えられますので、その辺は受け入れ農家さんと今回受け入れする方々の中で詳細に決めていただければなというふうに思います。

**○小山栄治君**

恐らく来年度も続けて行うと思いますけれども、その辺もよく考えてやっていただきたいと思います。

来年度は少し早目にやるというような、先ほどお話がありましたけれども、同じような形で来年度は早目に実施するのか、少し内容を変えて行うのか。その辺で何かお考えがありましたら、お願いいたします。

**○経済環境部長（江澤利典君）**

確かに来年度は当然、予算要求する予定ではいます。そうした中で今年度の、先ほどいろいろ問題提案をしていただいた、もろもろの成果を分析して、さらに具体的な農業知識や農業経営方法を学べる、例えば長期滞在型の農業体験インターンシップ事業というのも最終的には構築した方がいいのかなと、ちょっと思っています、構築した中で、全国の就農希望者を確実に確保することを目標とした、パワーアップした事業にしたいと。この補助金の毎年の事業の内容については、今年度より来年度、来年度より次年度ということで、パワーアップした形で交付金事業ということで補助金がおりてくるという性質を持っていますので、その辺も含めて、今年度よりさらにパワーアップした事業にしていきたいというふうに、担当課としては思っております。

**○議長（加藤 弘君）**

傍聴の方にお願いたします。携帯電話は電源をお切りください。議事の進行の妨げになります。お願いいたします。

**○小山栄治君**

1つの提案なんですけれども、今回、指導農業士の方にお願したということですが、これは私は非常にいいと思いますけれども、八街市において、後継者がいなくて、年を

とって、あと何年続けられるかということで農業をやめなければいけないような人も出てくると思います。そうした場合に、インターンシップ事業の人たちに、後継者のいない高齢者農家に来ていただいて、その後継者になっていただく、経営をやってもらう、そのような考えも私は必要ではないかと思しますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

続きまして、青年就農給付金について、お伺いします。

まず、この給付金を最初に受けた人は、たしか今年で4年目だと思いますけれども、その間の経営状況と、何か問題点はなかったのか。また、今までに何人の人が給付金を受けているのか、お聞きいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の青年就農給付金の今までの給付者数につきましては、平成28年3月末までに、夫婦型での給付を含め、19名の方に給付しております。また、平成28年度から新たに7名の方へ、給付を予定しております。

経営状況と問題点などにつきましては、けがにより離農したことから給付を中止した方が2名と、農地の管理が適正になされていないなどの理由から、現在は給付を休止している方1名がありますが、給付金の給付を受けている新規就農者の方々には、6カ月に1度、営農状況の報告を義務付けており、新規就農者から報告を受けた後、千葉県印旛農業事務所との協力もいただきながら、営農指導を兼ねて給付期間中の新規就農者を訪問するなど、就農状況の確認を行っております。この確認結果から、問題のある新規就農者はないものと判断しております。

#### ○小山栄治君

けがで離農した2人、それと休止している1人の人がいるということですが、この人の給付金の返納状況をお伺いいたします。

#### ○経済環境部長（江澤利典君）

今、答弁がありましたように、けが人が2人、1人が休止中ということで、返還ということになりますけれども、けがで営農中止した2名につきましては、交付要綱の中で病気や災害等のやむを得ない事由の場合は返還の対象とならないということになっています。よって、給付金の返還要求には該当しないということになっております。また、休止中の1名につきましては、営農を行っていた期間のみに給付を行っているということになりますので、給付金の返還は求めておりません。

#### ○小山栄治君

わかりました。

それでは現在、平成28年度に新たに7名の方ということですが、今までの19名と7名、この中で親元就農の人は何人いるのか、わかりましたらお願いします。

#### ○経済環境部長（江澤利典君）

平成28年3月末、平成27年度末でございますけれども、給付金の給付を開始した方に

については夫婦型を含め19名と、先ほど申しました。このうち親元での新部門設立の方が12名、新規に農業経営を開始した方が7名というような状況になっております。

○小山栄治君

親元就農が12名ということで、親元就農が多いということですがけれども、給付金を受けるときに5年間の営農計画を立てると思いますがけれども、今、給付を受けている人は、5年間の営農計画どおりになかなか進まないと思うんですがけれども、その辺は進んでいるのか、また収入の見込み、5年間でどれだけ収入を増やしますよという、そういう計画を立てると思いますがけれども、その辺の計画はどのように推移しているのか、お願いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

営農状況につきましては、6カ月に1度、収入状況報告を義務付けております。提出された報告に基づき調査しております。概ね計画どおり進んでいるものと判断しているところでございます。また収入状況につきましても、報告の際に、提出の際に確定申告の写しの提出をお願いしておりますので、収入状況を確認しておりますので、概ね計画どおりの収入を得ているものと判断しているところでございます。

○小山栄治君

概ね計画どおりということですがけれども、以前は一律150万円ということですがけれども、現在は350万円ですか、それを超えると減額されると、150万円より減っていくというようなことですがけれども、収入を上げて150万円より下がっている、下げているという人は何人かいらっしゃいますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

そういう方については、おりません。

○小山栄治君

350万円ですか、300万円を超している人が今のところいないということですので、もうちょっと頑張っていたかかないといけないのかなと思います。

それから、親元就農者は5年以内に親の農地の全てを経営移譲することになっておりますけれども、既に経営移譲した人がいるのかどうか、また来年度には経営移譲しなければならない人も多分出てくるのかなと思いますけれども、その辺についてお聞きいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

経営移譲ということでございます。本市の給付金の給付者に、給付期間中に農地の所有権を全て移転して経営移譲しなければならない給付者はおりません。しかしながら、平成28年3月末までに通常の相続による全部継承した方が1名おります。また、計画認定時に親族から借入れ農地を所有権移転する計画だった方が1名が一部農地の所有権を移転しているというような状況でございます。

○小山栄治君

わかりました。

それでは次に、青年就農給付金事業がなかなか正しく理解されていないように思われます。

平成24年から多分この事業は始まったと思いますけれども、今までに何度か改正されております。この改正点がよく理解されていない点が多く見られます。

本市では、この給付金事業をどのようにPRされているのか、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

本事業につきましては、平成25年度より、国の実施要綱に基づき、八街市青年就農給付金交付要綱を制定し、給付金の給付を行ってきたところでございます。この間、国の実施要綱が数回にわたり改正されており、給付要件の変更などが行われていることから、変更後の事業内容が正しく理解されていないところもございます。

このことから、農家子弟による親元就農の関係者に対しましては、毎年、年度初めに開催いたします農家組合連合会長会議の中で事業説明を行っているほか、農家組合への回覧、JA千葉みらいが開催いたします地区別事業説明会、座談会などの席でも、青年就農給付金事業を含む補助事業全般について説明を行い、事業内容を正しく理解していただくとともに、新たな給付対象者の発掘を図っているところでございます。また、農政課に直接相談や問い合わせがあった際には、相談者個々の事情に沿った説明を丁寧に行い、給付申請に向けた支援も行っているところでございます。

今後も、関係団体の会議等の場におきまして積極的に事業内容の説明を行い、周知を図ってまいりたいと考えております。また、新たに農業経営を始めたいと考えている新規就農の方への周知につきましては、市ホームページなどを活用いたしまして事業周知を図り、新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○小山栄治君**

ありがとうございます。

青年収納給付金について、相談にみえたとき、農政課の方に相談にみえた人や、また電話での問い合わせなどもあると思いますけれども、どのぐらいの人が相談にみえたのか、また給付を諦めてしまった人はどのような理由で諦めてしまうのか、その辺をお伺いいたします。

**○経済環境部長（江澤利典君）**

相談については、年間15名程度ということでございます。

また、給付金を諦めたというようなことでございますけれども、その理由といたしましては、予定していた農地の借り受けができなくなった、あるいは親族からの農地の借り受けがほとんどでございまして、給付期間中の全農地の所有権移転に、要は5カ年のうちに所有権移転することに抵抗があるような方の農地に関することがほとんどでございまして、これまでに給付を諦めた方々の人数については5名程度の方が申請を断念しているというような状況になっております。

**○小山栄治君**

諦めた人の理由はわかりましたけれども、新規就農者と親元就農、親元就農の人は、ほかの人の農地を借りなくても、親の農地だけでも、私はいいと解釈しているのですけれども、

その辺はいかがですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

それについては、給付期間中に所有権移転すればいいということでございます。

○小山栄治君

私の知り合いが農政課の方に相談に行ったときに、親元就農で、半分は他人の土地を借りなければ給付対象になりませんよというような説明を受けてしまったと。それでなかなか見つからなくて断念した人もいるわけですがけれども、今の答弁で、それは多分間違っていたのではないかと思いますので。

親元就農は親の土地だけでもよろしいですよ。

○経済環境部長（江澤利典君）

改正前、要は何回か改正されています、改正前については大丈夫だということでございます。

○小山栄治君

改正前は大丈夫だったんですか。今はだめということですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

すみません。申し訳ありません。改正前がだめで、改正後がオーケーということですよ。

○小山栄治君

わかりました。その辺は私の方からもまた説明しておきます。それで諦めちゃった人もいましたので。

それからあと、5年間のうちに親の持っている農地全てを経営移譲する、その辺がなかなかできないと。その辺は税金関係がかなり影響しているのです。贈与税だとか相続税だとか、かなりかかってしまって、年間150万円もらっても、余計かかってしまったら何にもならないよと。そういう解釈をしている人も私はよく耳にします。

そこで、税金を心配している人がたくさんいるのですけれども、贈与税と相続税について、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、経営移譲したときの贈与税、これはどのようになっているのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

給付金の制度上では、営農が中止されたことで給付金の給付は中止する形になります。そうした中で、既に交付された交付金をやむを得ない事由により返還する要件には該当しないということでございます。

税制上では、贈与税の納税猶予額が免除されまして、亡くなった方の相続人が農業を継続するのであれば、通常の相続税として扱われます。相続税の納税猶予の適用を、これでもって受けることができるというような形になっております。また、農地の扱いにつきましては、相続の問題になりますので、その辺については相続に関係ある人間での協議が当然必要になってくると考えております。

○小山栄治君

5年間で農地を譲り受けた場合は生前贈与ですけれども、納税猶予で免除されるというような解釈だと思いますけれども、贈与した人が亡くなるまでか、贈与を受けた人が亡くなる期間までの猶予だと、私は思っておりますけれども、それで間違いありませんか。

○経済環境部長（江澤利典君）

もう一度ちょっと言っていただけますか。申し訳ありません。

○小山栄治君

納税猶予の期間なんですけれども、普通の相続ですと、農家を20年間続ければ猶予されますよというような制度ですけれども、これは生前贈与ですので、いつまで納税猶予があるのか、そういうことなんですけれども。親が亡くなったとき、または土地を受けた子どもが亡くなったとき、どちらかが亡くなったときに納税猶予の終わりだと私は理解しているんですけれども、間違いはないのかどうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

私の、ちょっと知識があれなんですけれども、通常、税法上の納税猶予については20年間、売り渡しをしなければ、それで納税猶予が完了するというような形にはなっていると思います。その中で納税猶予を受けた方については、通常の亡くなった方の相続人が農業を継続するのであれば、通常の相続税ということで扱われて、相続税の納税猶予の適用も受けるということではないかと思えます。

○小山栄治君

生前贈与ですので、親が亡くなったときには当然、相続税というのが発生するわけなんですけれども、子どもに土地を全て、経営移譲している土地を全て子どもの名義に変更した場合、親が亡くなってしまって相続税が発生した場合、その辺はどうなるのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

要は経営移譲後に贈与者、親より先に受贈者が亡くなった場合の税制上の取り扱いということによろしいですか。

○小山栄治君

先に親が亡くなった。その次に、それを聞こうと思っていた。

○経済環境部長（江澤利典君）

そうですか。

要は、税法上で、贈与税の納税猶予予定額が免除されます。亡くなった方の相続人が農業を継続するのであれば、通常の相続税として扱われる。相続税の納税猶予の適用を、またここで受けることができるという解釈でございます。

○議長（加藤 弘君）

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時54分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○経済環境部長（江澤利典君）**

大変申し訳ありません。生前の一括贈与で、先ほど20年という縛りは、すみません、平成21年度で改正されて、ございません。その中で、親御さんが死亡した場合には、通常、相続税が当然かかります。その親の子どもが死亡した場合には当然、納税猶予の免除がされます。そこで相続税が発生して、相続税の該当者については配偶者、子ども等が相続人ということになるかと思えます。相続人が続いて営農するということであれば、相続税の納税猶予が受けられるというような仕組みになっているということでございます。

**○小山栄治君**

わかりました。ありがとうございました。

それでは続いて、住みよい街づくりについて、信号機について、ご質問させていただきます。

信号機の地名表示は、八街を訪れた人のみならず、市民の皆さんにとっても、交通事故や火災発生時などに通報するにも大きな役割を果たすと考えます。本市の信号機には、地名表示のない信号機がまだまだたくさんあります。本市の住みやすい街づくりのためにも、信号機地名表示は必要だろうと考えます。

そこで信号機地名表示について、本市の考え方をお伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

信号機の地名表示につきましては、八街市に訪れた方々を目的地に誘導する場合や、移動中や外出先での事故や災害時に携帯電話から110番や119番通報する際など、通報者自身が現在地を特定する場合に大変有効であると考えております。

この信号機の地名表示につきましては、交通管理者である千葉県公安委員会との協議の上、道路管理者が設置及び維持管理を行うこととなっております。現在、市内の国・県道におきましては道路管理者である印旛土木事務所が、国道と県道や、県道と県道などの交通量が多い交差点につきましては、概ね設置されております。

今後、国・県道と市道の交差点におきましても、印旛土木事務所に設置要望してまいりたいと考えております。

**○小山栄治君**

ありがとうございます。

全ての交差点の信号機に地名表示が設置されますことを期待しております。よろしくお願ひいたします。

次に、横断歩道について、質問させていただきます。

八街市の道路は、まだまだ歩道整備が遅れており、信号機設置についても、市民からの要望がたくさんあるにもかかわらず、なかなかできておりません。私は、お子さんが学校に通



う保護者から、歩道整備や信号機設置がなかなか進まないのならば、せめて、通学路で横断しなければいけない道路に横断歩道を付けていただきたいという話を、よくお聞きします。

そこでお伺いします。歩道整備、信号機設置がなかなか進まない現在、通学路には横断歩道が必要だろうと考えます。本市の考えとこれからの計画を、お聞きいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

円滑な車輛の運行や歩行者の安全を守る上で、信号機の設置は大変有効であると考えております。市といたしましては佐倉警察署を通じまして千葉県公安委員会に設置要望を行っており、今年度も6月21日付で市内31カ所の信号機の設置を、他の交通規制とあわせて要望したところでございます。しかしながら、信号機の設置につきましては千葉県公安委員会が設置効果、緊急性、住民の要望等を考慮し、より必要性の高いものから設置を行っていることから、設置が進んでいないことも事実であります。また、設置にあたりましては、信号待ちの歩行者の待避所が必要になるなど、用地確保が必要な場合が多く、地権者のご理解とご協力が必要となっております。これは、横断歩道の設置におきましても同様となっております。

なお、通学路におきましては、本年3月に作成いたしました八街市通学路交通安全プログラムにおきまして、今後、通学路交通安全対策連絡会議を組織いたしまして、定期的な合同点検、具体的な対策の検討等を実施していくこととなることから、この中で横断歩道の設置など、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

#### ○小山栄治君

今まで要望のあった箇所、一番最近設置された信号機の場所、それから、これから、今年、また来年でもいいですけれども、設置計画の場所がありましたら、お聞きいたします。

#### ○総務部長（武井義行君）

信号機の設置につきましては、ここ数年来、佐倉警察署の方に毎年要望しているところでございますけれども、その結果、設置されたもので一番最近のものは平成26年になります。これは、八街バイパス大木地先の方に押しボタン式信号が設置されたものです。その前になりますと、平成23年、県道神門八街線の鴨志田商店ですかね、あの丁字路に信号機を設置しております。その前になりますと、平成22年、市道102号線といたしまして、市役所から富山へ抜ける通りのテニスコートがあったところの丁字路、あそこに平成22年度に設置されております。

今後の設置予定ということでございますけれども、現在、千葉県公安委員会と道路管理者で協議を行っているところが2カ所ほどございます。1カ所が、まずは国道409号、朝陽小学校前の、現在は押しボタン式信号になっておりますけれども、これを通常の信号機にということで、市の方で交差点改良もあわせて進めているところでございます。

それと、主要地方道千葉川上八街線、市道114号線、115号線の交差点、これは吉倉の交差点になるのですが、ここにつきましても、信号機設置に向けて、現在、協議を

進めております。

○小山栄治君

よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、今年、平成28年度で新たな横断歩道の設置計画、そういうものがありましたらお願ひいたします。

○総務部長（武井義行君）

横断歩道につきましても公安委員会の方の関係になりまして、市の方でも今年度20カ所の設置要望をしておりますけれども、まだ、どこの場所に設置されるかということは、市の方にはまだお答えいただけていないところでございます。

○小山栄治君

できるだけ通学路を先に、優先的にやっていただければ、子どもたちの登校、下校が安全なのかなと思ひますので、できるだけ早目に横断歩道設置をお願ひしたいと思ひます。

次に、市民サービスについて、質問いたします。

まず初めに、高齢者や運転免許証返納者の希望者にでも、ふれあいバス年間フリーパス券を発行してはいかがかと考えますけれども。ふれあいバスの利用者を増加させるためにも、本市のサービスのためにも、高齢者や運転免許証返納者にも非常に喜ばれると思ひますので、ふれあいバス年間フリーパス券の発行は考えられないのか、お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在の八街市内循環バス、通称ふれあいバスの運賃について申し上げますと、高齢者や運転免許証返納者を対象とした補助制度はございませんが、乗車区間に関係なく、1回の乗車につき大人200円、小・中学生100円という、民間路線バス会社と比較すると安価な運賃設定と、10回分の料金で11回乗車できる回数乗車券、大人400円、小・中学生200円で全コース1日乗り放題の1日自由乗車券の販売で対応しているところでございます。

現在、高齢者等を対象としたふれあいバスの年間フリーパス券の発行の予定はございませんが、ふれあいバスの運賃収入への影響等を考慮した上で、利用者負担の軽減策として、定期乗車券の発行の可能性について、検討してまいりたいと考えております。

また、千葉県の高齢化率は平成27年国勢調査抽出速報集計結果によると26.1パーセントと、全国平均26.7パーセントをわずかに下回っておりますが、今後は急速に高齢化が進み、平成37年には高齢化率が30パーセントまで上昇すると見込まれております。こういった状況を背景に、県内で13の自治体が、高齢者の関係する交通事故の減少を図ることを目的に、運転免許証を自主返納した方への公共交通機関の乗車運賃割引などの優遇措置を行っております。

本市の高齢化率についても、平成28年4月1日現在で25.9パーセントと、前年同期と比較いたしますと1.3パーセント上昇しており、今後、高齢者の関係する交通事故の増加が懸念されているところであることから、ふれあいバスの乗車運賃の補助を含め、運転免

許証を自主返納した高齢者を支援する制度につきましても、検討してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

運転免許証の返納者が現在、八街に何人ぐらいいるのか、わかりましたらお願いいたします。

○総務部長（武井義行君）

運転免許証の自主返納者数、これは千葉県警察本部の交通総務課の方に確認いたしました。ただ、これは自治体ごとの集計を行っていないということで、警察署管内の集計を行っているということで、佐倉警察署管内の平成23年から平成27年までの過去5年間の返納者数を申し上げさせていただきますと、まず平成23年度の返納者が122名でした。そのうち65歳以上の高齢者は116名。それから、平成24年度に165名の返納者がありまして、そのうち高齢者は154名。それから、平成25年度ですと、返納者197名に対しまして、高齢者が184名。また、平成26年度は302名の返納者のうち、高齢者が286名。また昨年度、平成27年ですけれども、447名の返納の方がありまして、うち高齢者が426名ということで、返納者のうち、約95パーセントが高齢者であるということでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

八街の集計は出ておりませんが、かなりの人が返納しているようですけれども。車を返納してしまうと、車は当然乗れなくなって、外出の機会が少なくなって、送り迎えも家族に気兼ねして送ってもらうというようなことになるといような声も聞きます。もう少し気楽に外出できるように、ふれあいバスに、できるだけ無料で乗れるようにしてほしいなど考えます。また、免許証の返納者だけでなく、高齢者や妊婦さん、また乳幼児を連れた方も支援できるような制度、そういうものも考えていただきたいなど要望しておきます。

それから、先ほど定期乗車券を考えているという答弁がありましたけれども、どのような定期券を考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

定期乗車券につきましては今後検討していかなければいけないことなんですけれども、通常の民間バス会社の定期乗車券ですと、通勤の場合で約30パーセント割引、それから通学で約50パーセント割引になっているところが多いようでございます。ただ、市のふれあいバスの場合、もともと料金を低く設定していることもございますので、なかなかこの割引率と同じような形で設定するのは難しい状況にあるのかなというふうに考えておりますけれども、今後、高齢者がやはり増えていくという中では、いろんな検討をしていかなければいけないというふうに考えております。

○小山栄治君

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ＪＲ八街駅南口にありました宝くじ売り場が閉鎖されました。そこで、その場所の有効活用を考えたらと思います。

そこでお願ひしたいと思います。

ＪＲ八街駅南口に、八街市の総合案内所や、駐輪場の申請ができたり、できる範囲での行政の申請窓口が八街駅にあると市民にとって便利だろうと考えますが、いかがお考えか、お願ひいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

現在、ＪＲ八街駅南口商店街に本市がアンテナショップとして委託し、八街駅南口商店街振興組合が運営している「ぼっち」におきまして、本市の観光情報誌「るるぶ八街」等を常設、配布し、ＰＲに努めているところでございますが、いわゆる観光案内所としての機能は備えておりません。ご指摘のありましたインフォメーションセンターや市役所の申請窓口につきましては、八街市総合計画２０１５に掲げております窓口サービスの充実の実現に向けた総合窓口やワンストップサービスを検討していく中で、どのような行政サービスが求められ、望まれているのか、また費用対効果や設置箇所などにつきましても調査研究してまいりたいと考えております。

**○小山栄治君**

自転車駐輪場の利用申請が、市役所だけではなくて、皆さんが利用している駅で申請場所があると申請者も増えると思いますけれども、その辺はどのようにお考えか、お願ひいたします。

**○総務部長（武井義行君）**

確かに八街駅の利用者はかなり多くの方がいらっしゃるということなのですが、市役所、今は１カ所ですけれども、八街駅と市役所は比較的近い位置にあるということもございます。ですので、やはりそういった申請窓口を整備するというのであれば、市全体のバランス、南部地区、北部地区、そういったことも総合的に勘案した中で検討していかなければならないというふうに考えております。

**○小山栄治君**

よろしくお願ひいたします。

あと、宝くじ売り場跡の有効活用を私は進めたらと思いますけれども、何か市の方でその場所の活用方法とか、何か考えがありましたら、お願ひいたします。

**○総務部長（武井義行君）**

宝くじ売り場につきましては、管理を都市整備課の方で今、実際に行っております。ただ、今後あのままの状態ではいけない、何か有効活用しなければいけないということですので、これにつきましては企画政策課あたりが中心になって、関係各課を交えた中で、今後のことを検討してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で、誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

誠和会の鈴木広美でございます。

まずは、質問に入る前に、先月8月22日に関東に上陸いたしました台風9号により、八街市においても多くの被害が発生いたしました。倒木による停電、道路の通行止め、また農作物の被害、パイプハウスの被害など、生活を脅かす被害となりました。特に、基幹産業であります農業については、出荷を目前にしていたトマトやナシ、また発芽して間もないニンジン、これから掘り始める落花生やショウガ、葉物野菜など、多くの野菜や果物に被害が出ております。まず、被害を受けられている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

そして、復旧作業に関わりました職員の皆様にも感謝いたします。行政の方々には、農作物の被害はまだまだこれから先も出てまいりますので、経済的支援や対応策など、よろしくご検討の方をお願いいたします。

また、台風10号で東北、北海道等で亡くなられた方、被害に遭われた方が数多くいらっしゃいます。まずは重ねて心よりお悔みとお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問を順次させていただきます。また、今日は多くの傍聴の方がいらしておりますので、わかりやすい、また前向きな答弁をお願いできればと思っております。

それでは、質問事項1、未来に向けての街づくり（育てる）についてですが、これからの街づくりは、市民や民間企業、また行政が協力して一体となり、まちをつくるのではなく、私はまちを育てていく時代が来ているのではないかというふうに思っております。そういったことを踏まえて、今日の質問をさせていただきます。

要旨（1）空き家問題についてですが、全国的にも年々空き家は増加傾向にあり、近隣の安心・安全な生活環境に対し、さまざまな問題が取り上げられております。そして、国や行政に対し、その対応策が求められております。しかしながら、法の壁などにより、なかなか前へ進まないのが現状ではないかとも思っております。しかし、角度を変えて、所有者の考えを聞いて、空き家を利用していくことも1つの方法だと私は考えております。

本市においては、昨年、空き家の実態調査を行っていると思っておりますが、その空き家の実態調査について、まずはお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では平成27年度において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、

空き家等の実態調査を実施いたしました。空き家等と思われる建築物の確認作業を実施した結果、空き家の可能性が高い建築物として、336棟ございました。

なお、その対象所有者300人に対してアンケートを実施したところ、宛先不明等で未着となった所有者が41人、残り259人のうち約48パーセントにあたる142人から回答があり、この回答結果では、回答物件が空き家であると回答された方は69人で、月に数日利用しているなど、常時ではないが、利用されている方が73人ございました。

**○鈴木広美君**

今の市長答弁の中に、宛先不明のところがあると。約41件ですか。

宛先不明の建物、あるいは所有者に対しては、どのような対応を今とられているのか、今後どのようにとっていくのか、お願いいたします。

**○建設部長（河野政弘君）**

宛先不明の41名の方に対しての対応ということでございますけれども、現在、登記証明事項あるいは戸籍簿による追跡調査を行っているところであります。また、アンケート回答者117名の方とあわせまして、実態を把握いたしまして、今後の空き家対策に努めてまいりたいと考えております。

**○鈴木広美君**

迅速な対応をお願いいたします。

また、300人に対してアンケートをとられたということなんですけれども、アンケート内容ですね。どういった内容でアンケートをとられたのか、項目をお願いいたします。

**○建設部長（河野政弘君）**

アンケートの内容につきましては、8項目にわたってアンケートを行っております。今後の街づくりに対して、空き家バンクへの登録、利用向上のための今後の基礎資料として活用しようとするものであります。

1つ目といたしまして、建築物の所有について。

2つ目に、建築物の所有者の確認について。

3番目に、利用形態について。要は、空き家かどうかということでございます。

4つ目に、別所有者の確認についてということですが、これは2問目で、自らの所有ではないというふうに答えた方について、じゃあどなたが持っているのかということ、ご存じでしたらということ聞いております。

5つ目といたしまして、売却あるいは賃貸の意向があるかどうかということについて。

6つ目といたしまして、空き家バンク制度、八街市で行っております空き家バンク制度について、ご存じかどうかということ。

それから、空き家バンク制度を活用されるかどうか、活用したいかどうかというような質問。

最後に、8つ目といたしまして、空き家リフォーム工事補助金制度の利用希望について。これも八街市の方で行っている制度でございますので、それらの周知も含めましてアンケー

トを行ったものでございます。

**○鈴木広美君**

8つの項目について、そういったアンケートをとられて、今度どういう利活用するのか、非常に基準になるような資料が1つでき上がったのかなというふうに思っております。

続きまして、②なんですけれども、利用が可能な空き家、これについてお伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

空き家の利用の可能性については、建物の不良度の判定をランク分けし、「管理に特段問題がなく現況のまま利用可能なもの」をAランク、「管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能なもの」をBランク、「倒壊の可能性はないが、現況のままの利用は困難なもの」をCランク、「倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能なもの」をDランクとして判定したところ、①で答弁いたしました、空き家であると回答された方69人の所有の建築物については、Aランクは27棟、Bランクは22棟、Cランクは19棟、Dランクは1棟でございました。なお、アンケートでは、40の方が空き家バンクを活用したいと回答されております。

**○鈴木広美君**

建物についてランク付けされたということでありまして、たしかこの調査は委託されたと思うんですけれども、ランク付けに関しまして、どのようなランク付けの調査をしたのかというのが、もしおわかりになれば教えていただきたいのですが。

**○建設部長（河野政弘君）**

調査につきましては、ご質問のとおり委託により実施しております。委託におきましては、国土交通省の外観目視による住宅の不良度判定の手引というものを参考にいたしまして、現地調査票を作成し、建築士免許所有者による空き家の利活用度、それから老朽度の評価を行っております。

その中で、不良度の判定といたしましては、評定区分といたしましては、敷地の状況、それから建築物の状況、そのほかの危険箇所についての評点を合算いたしまして、要は評価がいいということなんですけれども、0点はAランク、それから1から49点についてはBランク、50から99点についてはCランク、100点以上がDランクということで、要は点数が多いほど悪くなるということでございますけれども、こういう評価を行いまして、判定を行っております。

**○鈴木広美君**

専門家の方が念入りに調査されたというふうに理解しているのですけれども、Cランク、Dランクなんですけれども、Cランク、Dランクの空き家の現状に関して、本市の職員等が現地に行って、建物を調査にのっとった形で確認、そういったものはされているのかどうか、お聞きいたします。

**○建設部長（河野政弘君）**

C、Dランクの建物につきまして、調査時点におきましては、担当者は、担当課の職員については原則、現地調査には赴いておりませんが、実態調査の成果品といたしまして現地調査調書、並びに現地の写真及びデータが納品されておりますので、そちらでの確認は可能となっております。

なお、実態調査につきましては現状把握としてのデータベース基礎資料として考えておりますので、この調査を踏まえまして、今後進めていく空き家に関する対応については、当然、職員が現地調査を行い、慎重に進めていく必要があるものと考えております。

#### ○鈴木広美君

CとDですね、特にDの場合は倒壊のおそれがあると。Cに関しましても、そういった傾向にあるということです。近隣の方々にしてみると、やはり危険な建物になってきているというようなお話も出ておりますので、できましたらやはりデータだけではなくて、足を運んで見ていただいて、確認していただくというようなことをお願いしておきます。

また、Dランクの建物についての今の現状の対応策、そういったものはどのように対応されているのか、お聞きいたします。

#### ○建設部長（河野政弘君）

先ほどお答えいたしました空き家の実態調査におきまして、Dランクに該当いたします倒壊の可能性があるなど、現状のままでは利用が不可能だというものにつきましては10棟程度と考えております。まずは所有者、あるいは管理者へ、建築物等の現在の状態などを情報提供いたしまして、修繕などの対策をお願いしているところであります。

また、現在、千葉県で千葉県住まいづくり協議会空き家対策検討部会を設置いたしまして、空き家等の課題、施策について、検討を行っているところでございます。本市も検討グループに参画しておりまして、千葉県住まいづくり協議会空き家対策検討部会の今年度の検討課題といたしまして、特定空き家等の判断指針等及び空き家に対する相談等の対応と、この2つのテーマについて検討しているところでございます。

これらの成果を踏まえまして、今後の対応を行ってまいりたいと考えております。

#### ○鈴木広美君

Dランクは非常に倒壊しやすいものというふうな判断が出ておりますので、そういったものに対して早急な対応、対策を考えておいていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

また、今回の調査を含めまして、アンケートに基づいて、ランクの場合はAからDまで、また先ほどの8項目ありましたアンケート結果、こういったものを踏まえて、今後どのように担当課、市の方は対応していくのか、基づいたものに対してどのようなお考えを持って進むのかということがございましたら、お願いいたします。

#### ○建設部長（河野政弘君）

今回の実態調査、それからアンケートにおきまして、空き家であるとお答えいただいた方、あるいは空き家バンクを活用したいとお答えいただいた方がおられますので、国の方でもさ



さまざまな施策というか、そういうことも出されておりますので、そのような動向を的確に把握いたしまして、空き家の利活用を含めまして対応してまいりたいと考えております。

#### ○鈴木広美君

前向きに、ぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、③なのですが、先ほどお話がありました空き家バンクですね、ここ数年、本市でも空き家バンクを取り入れているのですけれども、今の空き家バンクの現状、それと空き家バンク以外の空き家の利用方法を考えているのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

空き家バンク制度につきましては、市内の空き家を有効活用することにより、地域の活性化を図り、移住及び定住の促進に寄与することを目的として、平成26年12月から運用を開始したところであります。本年8月末での空き家バンクへの登録物件数は2件であります。本年度の物件の登録申請は4件、利用申請は6件となっており、空き家バンク制度の需要は増加している状況でございます。

なお、空き家バンク制度の利用促進を図るため、昨年度に調査した空き家実態調査でのアンケート調査や、固定資産税納税通知書の送付時に、空き家バンク制度の周知のチラシを同封するなど、制度への理解と利用促進を図っているところであります。

また、空き家バンクのその他の利用方法につきましては、他団体において、移住定住者への貸し出しなど、さまざまな活用事例がございますので、国の動向を注視しながら、昨年度実施いたしました空き家実態調査の結果等を踏まえまして、引き続き、空き家の有効活用の検討を行ってまいりたいと考えております。

#### ○鈴木広美君

今の答弁の中にあつたように、利用がこれから増えてきていると、申請、ましてや利用したいというお話が大分上がってきているというお話でしたけれども。先ほど、②のアンケートの中で、40人の方から空き家バンクを利用したいという回答があつたと。

実際、空き家バンクを利用したいという方へ、どのような働きかけをされているのか、お聞きいたします。

#### ○総務部長（武井義行君）

昨年度に実施いたしました空き家実態調査、これに伴いまして、300件を対象に、空き家バンク制度についてのアンケート調査を実施しております。この中で空き家バンク制度を知っている方のうち、6人の方が活用を検討しているということでございました。また、詳しく制度は知らないけれども、活用を検討したいという方が34人ほどいらっしゃいました。

空き家バンクの利用を検討されている方等につきましては、引き続き、空き家バンク制度への理解を深めていただかなければならないと考えております。また、市長からも先ほど申し上げましたけれども、今年度の固定資産税納税通知書の中に空き家バンク制度に関するチラシを同封しております。引き続き、先ほどの40人の方も含め、制度の周知、また空き家

バンク制度の活用促進を図ってまいりたいと考えております。

#### ○鈴木広美君

いろいろと情報を所有者の方に出していくということは非常に大事なことだと思っております。先ほどの40人の中のうち、前向きに空き家バンクに貸したいという方も随分いるということなんですけれども。

先ほど、空き家バンク以外の利用として、そのほかの情報として、私から1つ提案があるのですけれども、民泊。今いろいろと問題になっている地域もあるのですが、八街にとっては宿泊施設がない、空き家を利用するにあたっては、前回もお話ししてあると思うんですけれども、民泊をちょっと取り入れてはどうかというようなことを考えて、お話ししているのですけれども。

民泊についての八街市の今後の考え方、それについてお伺いいたします。

#### ○経済環境部長（江澤利典君）

今、議員がおっしゃる空き家、空き店舗も活用してということで、民泊を進める考えはということだと思っておりますけれども。

国から課せられる厳しい安全衛生基準が一部緩和されることで、1人でも自宅への宿泊を受け入れることができる民泊。旅行者にとって、双方の合意次第で、格安で宿泊できるメリットがあるのではないかと。行政側にとっては、オリンピックもございますけれども、ホテルなども建設せずに宿泊客数を増やすとか、そういう魅力的なこともございます。

そうした中で現在、国家戦略特別区域施行令というのがございまして、その条件の中で、例えば使用期間が7日から10日でなくてはならないとか、そういう文言での縛りがあります。今年に入って、議員さんもお存じだと思いますけれども、東京都の大田区で民泊条例を施行したという事例もあるということをお聞きしておりますので、その辺の情報を入手しながら、民泊の可能性を含めて、今後、調査研究したいというふうに考えているところでございます。

また、先日、国の山本地方創生大臣が日数を、先ほど言った7日から10日ということではなくて、2泊3日以上ということで改正したいというような話も聞いているところでございます。2泊3日ということで改正したいということもございますけれども、また旅館業法の方でイベント民泊というようなものもございます。そうした中で、公共性の高いものについては、自治体が自らの要請で旅館業法を受けずに宿泊サービスが提供できるというようなこともございますので、その辺の情報も仕入れた中で、今後、検討したいというふうに考えております。

#### ○鈴木広美君

先ほどお話がありましたように、国の方も来年かなりの緩和策を民泊に関して出すという動きは一部でも報道されておりますので、ぜひ八街においても民泊、宿泊施設で外からのお客様を宿泊させて、外からのお金を本市に落とさせていただいて、経済効果を高めていただきたいというふうに思います。

また、民泊に関しましては、さきに聞きました、東京オリンピックに関しての際に、ちょ

つと私の提案として出させていただきますけれども、先ほど経済環境部長の方から小山栄治議員のインターンシップ事業の中で答弁があったと思うんですけれども、長期型滞在のインターンシップ事業も今後考えていると、先ほどご答弁されていたと思うんですけれども、長期型という観点から、将来的に空き家を使った宿泊、インターンシップ事業、これを合体させたような政策を考えてはどうかと私は思っているのですけれども、その辺に関しまして、経済環境部長の方はどのように考えていますか。

**○経済環境部長（江澤利典君）**

その辺のことにつきましては、担当の方で考えている今の1つの案としては、市営住宅関係等がございます。その辺も当然、空き家ということになっているところもありますので、可能性を含めた形で、滞在型農業という形で進めていければいいなというふうには考えているところがございます。

**○鈴木広美君**

空き家の利用に関しましては、まだまだ広がっていくのかなというふうに思います。非常に前向きにご答弁いただきましたので、できる限り私どもも協力いたしますので、ぜひ進められるところは進めていただきたいということをお願いいたします。

続きまして、要旨（2）空き店舗問題について、お伺いいたします。

空き店舗も空き家同様に、本市の空き店舗も毎年増加していると考えております。そこで①なのですが、本市の空き店舗状況について、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

市では、毎年1月に市内各商店街に対して空き店舗数の調査を実施しており、平成26年1月現在での空き店舗数は26店舗、平成27年1月現在での空き店舗数は30店舗、平成28年1月現在での空き店舗数は36店舗となっております。

**○鈴木広美君**

続きまして、②空き店舗なんですけれども、今後の市の対応策について、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

個々の空き店舗にも所有者がいるほか、社会状況の変化もあることから、現時点では、本市を含め、多くの自治体で明確な対応策まで見出せていないものと認識しております。このため、空き店舗対策につきましては、引き続き、調査研究に努めてまいりたいと考えます。

**○鈴木広美君**

①②を含めて、ちょっと幾つか再質問させていただくのですけれども。

まず空き店舗、特に駅の南口ですね、あちらの方にはかなり空き店舗があるのですけれども、正直言いまして、老朽化もかなりあるのかなというふうに感じております。

空き店舗の老朽化に対して、市の方では調査等をされているのかどうか、お聞きいたしま

す。

○経済環境部長（江澤利典君）

空き店舗数の調査はしておりますけれども、老朽化に関する調査までは現在のところやっております。

○鈴木広美君

多分いろいろと所有者等の関係もあって、また不動産管理業者の関係もあると思うので、なかなか、非常に難しいのかなと。ただ、外から見てもかなり老朽化が進んでいるというようなことは感じておりますので、その辺はまたちょっと注視しておいていただければと思います。

続いて、先ほどお話しした所有者なんですけれども、空き家と同様に、空き店舗を持たれている方あるいは管理会社等に、空き店舗に関するアンケート、そういったものはとったことがあるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

所有者に対しての利用に関するアンケートということでございますけれども、今後、空き店舗をどのようにしたいのかというようなアンケートを所有者に対して、ということだと思います。これについては、実施可能かどうかを含めて、実施する方向で今後行きたいというふうには考えております。

○鈴木広美君

アンケートは先ほども空き家のときにあったのですが、やはり1つのデータとして把握しておく必要があるのかなと。また、老朽化も踏まえたアンケートをとっていただけると、築年数、あるいは雨漏りとか風化している部分を、所有者の方あるいは管理会社はよくご存じだと思いますので、そういった部分も含めて、やはりデータとして、ちょっととってみてはというふうに思っております。

それと、やはり空き店舗。なぜ借り手が出ないのかというところを、要するに突き詰めていかないと、借りる側、貸す側の意見が合わないと埋まっていかないのですけれども、やはり基本となるデータを1度、収集していただければと思っております。

特に空き家、空き店舗については、ただ調査研究するだけではなくて、それをもとに所有者や企業と行政が一緒になって、どうしたら空き家、空き店舗が1件でも利用できるか、なくすのではなく利用できるのかを、連携しながら情報交換して、前へ進めていけたら、1つでも減っていくのかなというふうに思っておりますので、それを踏まえた上でお願いいたします。

次に、要旨（3）なんですけれども、本市のPRについてということでお伺いするのですが、本市の特産であります落花生、またニンジン、キャロットジュースなんですけれども、それに続きまして、今は八街産のショウガを使ったジンジャーエールが誕生しております。また、ジンジャーエールはボトル化により販売しやすく、ラベルには、よく見ますと馬の絵と落花生のぼっちの絵が入っているのですけれども、私はこれを見たときに非常に感

動しまして。また、飲んでみますとショウガの香り、風味がバランスよく、私の個人的な考えとしては、これはどこに出しても恥ずかしくない、八街を代表する特産品の1つなのではないかと思っております。

そこで、①なんですけれども、八街産ショウガのジンジャーエールの状況について、お伺いしますが、先日、小澤孝延議員からもジンジャーエールの件でお話がありました。重複するかどうかと思うんですが、お願いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

代表質問4、やちまた21、小澤孝延議員に答弁したとおり、八街生姜ジンジャーエールを製造、販売するにあたり、本年6月21日に八街生姜ジンジャーエール企業組合発起人会が八街商会議所で開催されまして、企業組合の名称や出資金、発起人代表などが決められたと伺っております。また、現在は、企業組合設立総会に向けた準備を進めているところと聞いており、8月31日には、2回目の発起人会が開催され、今後の方針などについて協議されたと伺っております。

なお、八街生姜ジンジャーエールにつきましては、本年度1万本を製造し、6月14日から販売を開始したところ、既に7千本が販売されているとの報告を受けており、好評を得ているものを認識しております。

**○鈴木広美君**

先日、小澤孝延議員に答弁いただいておりますので、違う角度でちょっと質問させていただきましても、先ほど市長答弁の方に企業組合というお話が出ておりました。正式な名称ですとか、またどのような人員構成になっているのか、わかりましたらご説明をお願いいたします。

**○経済環境部長（江澤利典君）**

企業組合の正式な名称、どのような構成でということでございますけれども、企業組合名につきましては、八街生姜ジンジャーエール企業組合でございます。現在は、10月から11月にかけて開催を予定している設立総会に向けた準備を進めているところでございます。組合員の人数や役員などは決定しておりませんが、発起人会の構成につきましては、代表発起人が1名、発起人3名の、4人で構成されているということでございます。なお、出資金については1口1万円で、組合員は1人10口以上を持たなければならないというような規定がされているということを聞いております。

**○鈴木広美君**

八街生姜ジンジャーエール企業組合がこういう形で発足したと。ジンジャーエールを販売、PRしていくには非常にいいのかなというふうに思っています。

あとは、今後の販売に向けて、商工会議所とか、企業組合などと市の方が連携をどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

**○経済環境部長（江澤利典君）**

販路拡大に向けて、市では毎月、ご存じでございますけれども、毎月第2日曜日に開催している八街駅北口市をはじめ、市内外のイベントに参加する際には、八街市推奨の店「ぼっち」に販売していただいているところでございます。

また、商工会議所では、今月から11月にかけて開催される各種商談会に3回ほど参加する予定と聞いているほか、専門家による勉強会も予定しているというところは伺っているところでございます。

#### ○鈴木広美君

大体、行政関係の中でいきますと、「ぼっち」あるいはふれあい夏祭りでもありましたけれども、例えば市内の飲食店、ジンジャーエール、八街の酒屋さんに卸している部分があると思うんですけれども、例えば酒屋さんの方から市内の飲食店などに取り扱いで卸しているところがあるのか、またあるとすれば何店舗ぐらい卸しているところがあるのか、もしデータがあればお願いいたします。

#### ○経済環境部長（江澤利典君）

現時点では、商工会議所から直接仕入れている飲食店というのではないと聞いております。しかしながら、卸業者3社との取り引きがあるということがございまして、店舗数までは把握しておりませんが、市内外の飲食店に卸されているということで認識しているところでございます。

#### ○鈴木広美君

こういう飲み物を特に市内に広めるには、地元のそういった飲食店、お店等で取り扱うのが一番販路として早いのではないかというふうに、私は感じているのですけれども。今後、商工会議所あるいは企業組合と連携を図って、市内の飲食店で取り扱い、どこに行ってもジンジャーエールがある、飲めるというような、そういった販路の、要はしかけをしていかないと、なかなか本数も増えていかないのかなと。

2千500本から始まって、今年は1万本で、1万本を作ったものに関しても、もう在庫がない、増産をかけるというお話も伺っております。1万本というのが果たしてショウガの生産量、ある農家さんで作られているショウガだとは思いますが、農家で1万本でショウガを卸している、あまり、ちょっと割が合わないのではないかというふうに、ちょっと計算してしまったのですけれども。

いずれ、これを3万本、5万本、本数を上げることによって、原価を下げて、流通しやすい、そういった風通しのいい流通を考えてあげてはどうかというふうに、私は考えているのですが、その辺を含めて、果たして生産農家のショウガの生産量や、ボトルの製造過程、ボトル化してラベルを貼って、非常に原価がかかっていると思うんですけれども、それに対して1万本というのが多いのか少ないのかという判断は非常に難しいと思うんですが、今後増産していく中で、その辺を踏まえた市の考え方がありましたら、お願いいたします。

#### ○経済環境部長（江澤利典君）

先ほど申しました企業組合が継続していくためには、一定以上の収益を上げる必要がある

うかと思えます。このことから、現時点での1万本というの少ないのではないかというふうに認識しているところでございます。なお、八街生姜ジンジャーエールそのものの需要と供給のバランスや、原材料となるショウガの確保も必要でございますので、適切な本数につきましては年々変化していくということで認識しているところでございます。

なお、平成26年度中における千葉県全体のショウガ生産、ショウガの産出額につきましては19億円というふうになっております。全国で第3位という形になっておりまして、その中でも八街市は県内トップクラスであるという認識をしております。

#### ○鈴木広美君

第3位のショウガの生産量があるということなんですけれども。

ちょっと余談にはなるのですけれども、ジンジャーエール。先ほどの私の、飲食店はどうかというお話は、駅の南口のある居酒屋さん、チェーン店で、若いオーナーのされている居酒屋があるので、そこで八街産のジンジャーエールのカラーコピー、自分たちで写真を撮って、非常にボトルがいいということで、ボトルごとお客さんに提供しているお店があるのです、焼酎を割ったり、ウイスキーを割ったりということで。ジンジャーエールの割りものもおいしいのですけれども、要するにボトルが、非常にラベルがいいという評判が生まれて、かなり売れているということで、そういった民間の飲食店が企業努力しながら、ご自分たちで写真を撮って、カラーコピーして店内に貼っていただいているということもありますので、民間と一緒に、商工会議所あるいは企業組合、足並みをそろえてやると、一気に、私は広まっていくのかなと。どこにでも気軽にジンジャーエールがあるよとすることができる、そういったPRも1つ必要なのかなというふうに考えておりますので、前向きにご検討をお願いいたします。

続きまして、②なんですけれども、本市の小中高生のPRや支援についてなんですけれども、ここ最近、スポーツや文化系の芸術などに幅広い分野で八街の子どもたちが活躍している姿が見られます。中には全国レベル、また世界的レベルで活躍している子どもたちが八街に在住している、また八街から出ている方もいらっしゃいます。その子どもたちを応援する意味でも、市内外へのPRや支援を考えるべきだと私は考えているのですけれども。

そこで、今現在、そういった子どもたち、全国レベル、世界レベル、あるいは関東大会レベル、これはスポーツだけに限らず、どのようなPR、支援をしているのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内の小・中学校の児童・生徒が部活動において、千葉県、関東、全国大会などに出場する場合、予算の範囲内で、その出場に係る経費の一部について、要綱に基づき助成金を支給しており、また、去る8月23日に市役所におきまして、中学校総合体育大会、関東・全国大会出場報告会を行ったところでございます。

部活動以外の活動におきましては、市内在住、在勤、在学者を対象に、全国大会以上の公

式競技大会出場者、団体に対しまして、予算の範囲内で出場に要する経費の一部について、要綱に基づき助成金を支給しております。

この部活動以外の活動に対する支援につきましては、全国規模の大会に出場する方の情報を得ることが難しい面があり、申請のあった個人や団体に対して助成金を支給している状況であります。

今後とも、各種団体や報道等により情報を得ながら、公平な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、財政的な支援のほか、全国大会等の上位入賞者に対しては市表彰を行い、県大会等の上位入賞者に対しては、教育委員会表彰を行うなど、出場された方々をたたえとともに、広報紙を通じまして、さまざまな活動の啓発、PRに努めているところであり、今年度からは、スポーツに限らず、全国大会や世界大会など、各方面で活躍する市内の小中高生や本市出身の方につきまして、八街駅の自由通路ショーウィンドウにて、写真などでその活躍を紹介するなど、将来の八街市を担う子どもたちへのPR、支援を行っております。

今後も教育委員会などと連携を図りながら、さまざまな分野で活躍する小中高生の方々に対してPR、支援をしてまいります。

#### ○鈴木広美君

今の市長答弁の中に、八街駅の自由通路に子どもたちのそういった写真ですとか、あるいは八街出身で活躍されている方がずっと飾られるということで、非常にありがたい。また、子どもたちにとっては非常に力になるようなご答弁をいただきました。

そういった中で、ちょっと1つ聞きたいことが教育委員会にあるのですけれども、こういった関東大会、全国大会、そういった大会に出場される小学校、中学校のPR、教育委員会の方から各学校に伝達等がされているとは思いますが、学校の方から各クラス、あるいは保護者の方にそういった伝達がされているのか、そういった部分をちょっと把握していれば、教えていただきたいのですけれども。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

詳細につきましては、ただいま市長の方から答弁したとおりでございますが、本市の児童・生徒の頑張っている姿、そしてすばらしい結果を学校のみならず、広く広報し、周知していただくことは学校教育、社会教育の進展にとどまらず、児童・生徒の将来に対する生き方教育、キャリア教育にもつながる大切なものだというふうに認識しております。今後も、今以上に工夫したPR政策を考えていきたいと思っております。

各学校におきましては、それぞれの頑張った児童・生徒たちの記録というのは、学校だよりを中心に、そしてPTAの広報等を中心にPRしているかと思っております。今後もさまざまに、部活動以外で頑張った子どもたちも埋もれ落とすことなく、その結果、努力している姿を捉えられるように、学校と協力して、教育委員会も力を発揮していきたいなと思ってございます。



## ○鈴木広美君

どうしてこういったことを聞いたのかといいますと、二州小学校のミニバスケットの全国大会、またこれも二州になるのですけれども、世界的に、アニーというところの主演をとっていただいた前田さん、あるいはゴルフの分野で八街南中学校にいらっしゃる女子の世界チャンピオン、あるいはフラダンスの世界チャンピオン。小学生、中学生が非常に活躍されているのですけれども。実際、私たちにはそういった情報が入ってくるのですけれども。

例えば、例に挙げますと八街東学区、そういった子どもさんたち、あるいは父兄さんに、こういった子が出ているんだよねと聞くと、あまり知られていないというのが現状なんです。知られていない中で、例えばこういう大会がいつあって、すごかったんだよという話をして、ピンと来ない。私も行きたかったという方もいらっしゃるのです。八街から出ているのであれば応援してあげたいという方もいらっしゃいます。ちょっとその辺で、学区によって情報が流れていないという現状があるのかなというふうに。そういったことがありましたので、なるべくそういったことのないように。

やっぱり子どもたちにとっては、市全体で応援していただけるというものが非常に力や励みになると思っておりますので、今後は教育委員会だけに限らず、体育協会あるいはスポーツ振興課など、連携を図った上で、市全体を巻き込んで、八街の子どもたちということで、そこでも八街という名前がPRできるわけですから、そういったものを含めて市の活性化につなげられるような、そういった支援、PRをお願いしたいと思います。

## ○議長（加藤 弘君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時19分)

(再開 午後 3時29分)

## ○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

## ○鈴木広美君

それでは、次の要旨（4）2020年東京オリンピック・パラリンピックについてということですが。

今年の8月にリオオリンピックが開催され、日本選手の活躍によりましてメダル獲得数は過去最高の41個、またこれは、私たちにとっても大きな励みと力になったのではないかと思います。日本のお家芸である柔道のメダルラッシュに始まり、テニス、バドミントン、卓球、特に陸上400メートルリレーに関しては非常に感動いたしました。また水泳、シンクロなど、メダル獲得で大きな感動と夢を与えてくれたと思っております。また、9月7日、日本時間で言いますと明日からですが、パラリンピックが開催されると。また、パラリンピックなんです、余談ではあるのですけれども、これも1964年、昭和39年の東京オリンピックが第1回の開催というふうに私の方は認識しているのですが、ちなみに私の生まれ

た年でもあります。そして、いよいよ4年後には日本でまた、東京オリンピックが開催されることとなっております。

既に東京オリンピックに向けて、選手の方も含め、企業や行政、そういった国が全体として既に動き始めている。また、千葉県内の市町村もいろいろな施策を考え、経済を高めようという観点から前向きに活動、動きをしているというふうに認識しております。

そこで、①本市の東京オリンピックに向けての取り組み、または施策があるのかどうか、先日の林政男議員の方と多少重複しておりますけれども、お願いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問4、林政男議員にも答弁しておりますが、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての取り組みや施策につきましては、千葉県のスポーツコンシェルジュの方から、千葉県ライフル射撃協会において、ライフル射撃競技の事前キャンプ地を本市に誘致できないかとのお話をいただきました。招致内容につきましては、競技の練習場を千葉市の県営射撃場とし、宿泊先を市内の宿泊施設であります「小谷流の里ドギーズアイランド」とすることで検討しているとのことでありました。

このことにつきましては、今後、協議してまいります。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は本市をPRする貴重な機会でありますので、現時点では正式な申し出があったものではございませんが、正式なお話があった場合には、実施に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、先日、東京オリンピック競技団体調整委員会委員長、斉藤サダオ様に来庁いただきまして、情報交換を行ったところでございます。また、現在、市内の若い世代において、国内や世界で活躍されている選手が多くおり、2020年東京オリンピックで新たに競技となる空手競技など、さまざまな競技で、今後さらなる飛躍を期待しているところでございます。

#### ○鈴木広美君

先日、林政男議員の方からも幾つかの近隣市の状況のお話があったのですけれども、改めて、市の方で近隣市の受け入れ状況、あるいは施策に関する近隣市の情報等がございましたら、お願いしたいと思います。

#### ○総務部長（武井義行君）

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、その取り組みの1つといたしましてキャンプ地の誘致というものがございます。近隣市では成田市、佐倉市、印西市、この3市がアメリカの陸上競技。それから、山武市ではスリランカ。また県内のその他の市といたしましては、千葉市、習志野市、流山市、館山市、香取市及び松戸市、これがオランダの招致ということで動いております。現時点で県内で計10団体が事前キャンプ地として招致に合意したというふうに伺っております。

本市におきましても、先ほど市長が申し上げましたとおり、千葉県ライフル射撃協会からお話を今いただいているところでございますけれども、正式に申し出をいただいた際には、

実現に向けまして市としても積極的に協力してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

今のお話ですと、もう10団体以上は合意されたということで、4年後に向けて活動を始めていると。ライフル射撃競技の事前キャンプというものが決定したならば、前向きに全市を挙げて取り組んでいただきたいというふうに考えております。

また、本市独自で民間企業と連携をとって、宿泊施設の新設、あるいは先ほど来お話ししております空き家を使っての民泊など、特に八街は宿泊施設がないですけれども、成田空港から近い。インターに関しましては東西南北あるわけです。都内にも近い。そういった利用面から考えて、何とか八街に外からの外貨を稼ぐために来ていただく。せっかく、もう4年後に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるという1つのお膳立てはできているわけですから、それに向けて、本市の経済効果を高めるためにもぜひ検討を早めて、何とか創意工夫をして取り組んでいただければなというふうに思うんですが。

その辺をトータルの含めて、市の方向性がありましたらお願いいたします。

○総務部長（武井義行君）

八街市内に宿泊施設が少ないという状況にある中で、先ほど言いましたライフル射撃協会ではドギーズアイランドを利用していただけるようなお話が進んでいます。

これから宿泊施設を整備というのは、なかなか時間的に、当然これは民間の力をかりなきゃいけないことですのでなかなか難しい部分はございますけれども、先ほど来お話のありました民泊につきましては、まだいろいろと不透明な部分もございますけれども、この辺はしっかり検証して活用できるように、やはり市としてはいろいろと準備等を進めなきゃいけないのかなというふうに考えております。

○鈴木広美君

やはり行政単独では非常に難しいと思います。やはり民間企業と連携をとって、各団体、いろんな市民とも一丸となって取り組んでいくのが一番早いし、一番いいのかなというふうに考えております。

先日、たしか観光協会のお話があったと思うんですけれども、観光協会のお話はいいですが、市の担当の窓口、例えばオリンピック・パラリンピック、例えば観光商工課とか、そういった窓口の一本化については、どのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

今いろいろ組織の見直し等も行っておりますけれども、当然これは窓口を一本化した中で、わかりやすい受け入れ態勢を作っていかなきゃいけないと思っていますので、その辺も近いうちにはっきりとさせていきたいと思っています

○鈴木広美君

それでは最後になりますけれども、やはり東京オリンピック・パラリンピックは世界が注目している世界大会でございます。これに向けて八街市が、やはり経済効果が高まり、雇用

が生まれたり、1つのいい節目の年が迎えられるように、前向きな検討をしていただいて、協議を重ねていただいて、対応できるように要望いたしまして、私の今回の質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

#### ○議長（加藤 弘君）

以上で、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、山田雅士議員の個人質問を許します。

#### ○山田雅士君

誠和会の山田雅士です。

9月議会の一般質問の最後の質問者ということで、非常に重圧を感じておりますが、精いっぱい務めさせていただきますので、ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

まず初めに、子どものための街づくりということで、給食センターについて、お伺いします。

この9月から新しい学期が始まり、学校の校庭には子どもたちの明るい声が戻ってきました。今週の土曜日には市内全中学校で運動会も開催される予定で、校庭では運動会の練習で声を出す子どもたちの声が響いていて、非常にほほ笑ましい光景だと思います。

また、先ほど鈴木広美議員の質問でもありましたが、市内小中高生の夏の体育総体等での活躍、全国大会や関東大会出場等の横断幕が貼られており、非常に八街市としても誇らしいことではないかと思えます。

そういった子どもたちの学校生活を支えていくのに、給食の役割というのは非常に大きなものがあると思います。子どもたちが心身ともに健全に育っていくためには、子どもたちに安価で非常においしい給食を提供していくことが大事ではないかと考えております。

そこで、①給食センターの運営について、お伺いいたします。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

給食センターでは、小学校9校分の給食を調理している第一調理場と、中学校4校分の給食を調理している第二調理場がございます。平成28年度については、小学校約3千500食、中学校約2千100食を調理しております。

また、第一調理場については、平成20年度より調理業務を民間委託したことにより、コストの削減と、専門業者としての経験、ノウハウを活かした給食運営や労務管理の軽減が図れるなど、効果的、効率的な運営がされており、第二調理場についても、この2学期より調理業務を民間委託することとなりました。なお、第一調理場と同様に、調理業務は委託先の調理員が行うこととなりますが、給食の献立や食材の発注、検品については、これまでと同様に給食センターが一括して行います。

今後も衛生管理を徹底し、安全で安心なおいしい給食を提供してまいりたいと考えております。

## ○山田雅士君

ありがとうございます。

7月に文教福祉常任委員会で市内小学校9校を視察させていただきました。その中で学校給食センターについても視察させていただき、そのときに実際に生徒に食べさせる給食を食べさせていただくことができました。非常においしい給食でした。しかも、献立を見ると私の小学校や中学校時代には考えられなかったような和、洋、中、入り乱れたさまざまな献立を工夫されていて、本当にすばらしいなと思いました。私が小学校や中学校の頃、今の私を知っている人には考えられないかもしれませんが、実はかなり好き嫌いが激しくて、給食の時間には給食を残す子ということでちょっと有名だったものですが、今の子どもたちは本当においしい給食が食べられて幸せだなと思った次第でございます。

先ほど教育長答弁の中で、第二調理場についても2学期より民間委託というところがございましたが、民間委託に対する詳細をお聞かせ願えればと思うので、お願いいたします。

## ○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

まず、第二調理場の契約方法でございますけれども、一般競争入札によりまして決定しました。契約額は5千445万7千920円、契約日は平成28年6月30日、受注者は第一調理場と同じ、株式会社東洋食品となりました。委託期間ですが、平成28年8月1日から平成29年7月31日としまして、平成29年7月31日に第一調理場の委託契約が終了することから、平成29年8月1日からは第一、それから第二調理場を一括して調理委託する計画であります。

## ○山田雅士君

民間委託によって、さらに給食センターの効率的な運営に努めていただき、より子どもたちにおいしい給食を提供できるようになっていただければと思います。

ちなみに、9月議会を迎える前に、今回のいろんな質問でも出ておりますが、台風9号による被害、また大雨による被害等がありました。給食センターにおかれましても相当な被害があったものと思われ。そういった災害があったときに給食センターの方ではどのような対策をとっているのか、お聞きいたします。

## ○教育次長（村山のり子君）

今回の台風9号ですが、8月の夏休み期間でしたので、特に給食センターの業務に影響することはございませんでした。ですが、例えば給食があった時期にそういった災害が起きた場合なんですけれども、給食センターでは今、ボイラーの蒸気を利用して調理を行っております。電気の供給が止まった際には、圧送ポンプにより水を送ること、それからボイラー稼働することができなくなります。蒸気を作ることができなくなりまして、このことから電気の供給が止まった場合は給食を作ることが困難になります。なお、停電時に対応できる非常電源等の設備につきましては、財政的に大変難しいことから、現状では設備をしていない状態でございます。

## ○山田雅士君

できれば民間委託を契機に、そういった災害があったときでも、少しでも対応できるような設備になっていただければと思います。

では、続きまして、残菜の量と、その処理について、お伺いします。

視察に行った際にも、給食センターの状況として、どうしてもやはり残菜、調理した後の調理くず、そして子どもたちの食べ残しというのがどうしても、これは全く出ないというわけにはいかないの、その処理をしていかなければいけないということですが、現時点での残菜の量や、その処理について、どのような状況になっているのか、お伺いします。

## ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校給食では栄養士が、地産地消に留意したさまざまな食材を使い、栄養価や季節感を考慮したバランスのとれた献立を作成しております。さらに、児童・生徒においしく食べてもらえるよう彩りを考え、見た目も大切に調理しております。しかし、児童・生徒の好き嫌いや体調、体格差等により、食べ残しが出てしまうことは、やむを得ないことと思っております。

なお、給食の食べ残しの量を児童・生徒数で割った平均残菜率について、平成27年度の状況を申し上げますと、小学校が20.3パーセント、中学校が15.8パーセントでありました。

また、平成26年度まで、ごみの減量化及びリサイクルを目的として、給食の残さい等を肥料化し、無償で配付しておりましたが、老朽化により施設が故障したことから、平成27年度より全て外部に処理を委託し、家畜の液状飼料として再利用することにより、飼料の自給率向上にも役立てております。

今後も調理方法を工夫し、できるだけ温かいものは温かく、冷たいものは冷たく配食するなど、安全で安心な給食を提供し、少しでも食べ残しを減らせるよう、努力してまいりたいと考えております。

## ○山田雅士君

平成26年度までは残菜を肥料化し、無償で配付されていたということで、その肥料を多くの方が結構、非常に有効に使われていたということをお聞きしております。現在はそれができない状況で、処理を外部に委託し、家畜の飼料にされているということですが。

7月に、誠和会で札幌市に視察に行っていました。札幌市ではフードリサイクル、札幌学校給食フードリサイクル事業というのを行ってございまして、残菜を利用して堆肥にし、その堆肥を農家さんに使っていただき、そこで作られた農作物を子どもたちの給食に使うと、そういった取り組みをし、要はリサイクルの形を作っていくという取り組みの説明を聞かせていただきました。八街市でもそういったリサイクルの可能性というのを探っていただきたいなと思うのですけれども、現状ではどのようにお考えでしょうか。

## ○教育次長（村山のり子君）

学校給食の残菜などを堆肥化しまして、その堆肥を利用して育てられた作物を給食の食材に利用するフードリサイクルにつきましては承知しておりますけれども、現在、先ほども教育長から答弁がありましたように、給食センターの残菜は全て外部委託によって処理されております。液状化飼料としまして、豚の餌に再利用されております。再利用された飼料で育てられた豚を加工販売している精肉業者でございますが、給食センターで使用する肉として加工する技術を持ち合わせていないことから、現状では給食の食材としては利用されておられません。今後は精肉業者と協議しながら、フードリサイクルの導入について、検討してまいりたいと考えております。

#### ○山田雅士君

現状ではリサイクルの循環がされていないということではありましたが、家畜、豚がいずれ、もし給食として使えるようになれば、それを使っただいて、子どもたちにそういった形でリサイクルされた食材をぜひ提供していただきたいなと思います。

では、続きまして、学校での食育について、お伺いします。

給食センターで作られたものを子どもたちが食べるわけですが、先ほど残菜の量は教育長から答弁がありました。残菜がやはり少しでも出ないように、子どもたちには給食をしっかりと食べていただく、そういった取り組みが必要ではないかと思うのですが。

そこで、①学校における食育の具体的内容について、お聞かせください。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

食育については、各学校において食に関する指導の全体計画、各学年の年間指導計画を定め、心身の成長や健康の保持増進の上で、望ましい栄養のとり方を理解したり、食物の品質及び安全性等について、自ら判断したりすることができるよう指導しております。

具体的取り組みは、各学校から依頼を受けた栄養士が学校に出向き、各学年の発達段階に応じた内容で授業を行うことです。例えば、小学3年生では牛乳に含まれるカルシウムの働きを、小学6年生ではよくかんで食べることの大切さを指導しています。

2つ目は、各教科の中での指導です。生活科や理科では、植物や野菜を育てる活動を行うことで、食べものを大切にしようとする心を育てています。社会科では、日本の食料生産事情を学ぶことで、生産者や自然の恵みに感謝する心を育てています。家庭科では、食物の栄養素とその働きを理解させることで、バランスのよい食事を心がけたり、好き嫌いをなく食べようとしたりする心を育てています。

3つ目は、給食の時間の指導です。給食センターから配付される「ひとくちメモ」を用いてその日の献立に関する細かな情報を子どもたちに伝えています。また、配膳や片付けの仕方や食事のマナーも指導しています。

その他にも、給食センターから発行される食育だよりの配付を通して、家庭においても食育についての理解を深められるよう、努力しております。

#### ○山田雅士君

ありがとうございます。非常にすばらしい取り組みをされていると、本当に感謝しております。

先ほど、給食センターのところで、札幌市のフードリサイクルということでお話しさせていただきましたが、こちらもその一環として、実際に学校給食に使われる食材を作っている農家さん、こういった方たちと子どもたちの交流の場を設けようということで、農家さんたちが学校に来て、一緒に子どもたちと給食を食べる、そういった取り組みをされています。子どもたちは実際に自分たちが食べ残したものの残菜から肥料が作られて、その肥料を、この農家さんたちが使って、それが学校給食に使われる、そういった話を農家さんから直接話を聞くことができる、そういった取り組みを札幌市ではリサイクルの一環としてされているとお聞きしました。

八街市でも、やはり地産地消ということで、八街市の農家さんが作った野菜を使われていると思います。そういった子どもたちと農家さんとの交流というのに取り組まれてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

**○教育次長（村山のり子君）**

お答えいたします。

現在、小学校の社会科学習で地域の農業生産について学習して、直接、生産者の仕事を見学して、栽培の工夫等について、学習しております。また、生活科の学習の方では学校園で落花生やサツマイモなどを栽培しております。ここでは地域の生産者を畑の先生としてお招きして、野菜作りについて指導していただいたり、収穫した野菜などとともに食事をする機会を設けるなど、食の重要性について、体験を通して学習しております。

**○山田雅士君**

ありがとうございます。

では、現状ではまだ学校内で子どもたちと、そういった、札幌市と同じような形での、子どもたちと農家さんとの触れ合いというのが、そこまではまだ、特に市全体ではそこまでは至らないということで、よろしいでしょうか。

**○教育次長（村山のり子君）**

ただいまの説明の中にもございましたけれども、学校給食の中でということではなくて、社会科学習の中で農業の栽培の工夫等につきまして、まず学習しまして、生活科の学習の方では、学校園というものがございますので、その中で落花生やサツマイモなどの栽培をして、そこで収穫したもので農家の方と一緒に食事する機会を設ける、その中で食の重要性について体験学習すると、そのような内容で行っております。

**○山田雅士君**

ありがとうございます。

先ほど家畜の飼料、そして豚も、いずれはそういったものの学校給食への利用というものが考えられているということもありましたので、そういったことができるようになったときには、それを利用した子どもたちへの食育というのに取り組まれてほしいなと思います。



では、続きまして2番目、安心・安全な街づくりに移らせていただきます。

(1) 防災備蓄倉庫について。

9月1日は防災の日ということで、市内のいろんな場所で防災に対する意識が高まったところでございます。市の消防団では非常招集訓練を行い、災害を想定した火災活動、そういったものも行われ、やはり9月というのは防災にとって非常に大事な月間であるのかなと、改めて感じた次第でございます。

そこで、①防災備蓄倉庫の状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

備蓄倉庫につきましては、平成8年度より整備を行い、現在、避難場所22カ所に設置しておりまして、今年度は八街中学校に設置する計画で事務を進めているところでございます。来年度以降も、残りの避難場所への設置を計画的に整備してまいりたいと考えております。

備蓄の状況につきましては、非常食の主食が約1万4千食、500ミリリットルのミネラルウォーターが約1万3千本、毛布が2千800枚、インバーター発電機が22台、プライベートルームテントが2台、紙おむつが大人用540枚、子ども用が7千56枚、災害用トイレ処理セットが1万5千500回分等となっております。

また、去る6月28日に市内小・中学校に設置している防災備蓄倉庫が荒らされ、発電機等の資機材が盗難される事件が発生しました。市では、現地を確認後、速やかに警察へ被害届を提出するとともに、他の備蓄倉庫内の発電機を校舎等の施設内へ移動いたしました。なお、発電機につきましては既に購入し、配備したところでございます。

○山田雅士君

ありがとうございます。

先ほどの文教福祉常任委員会での学校視察の際にも、小学校の備蓄倉庫が荒らされ、発電機等の盗難ということをお聞きしました。

この盗難事件なんですが、現状では、実際に遭った被害はどのような状況だったのか、お聞かせください。

○総務部長（武井義行君）

被害のあった学校は、小・中学校あわせて4校でございます。被害届を出しているのですが、その順に申し上げますと、まず笹引小学校、ここで被害に遭ったのはインバーター発電機1機、コードリール1個、ショベルが1本。それから八街南中学校です。八街南中学校では、ポータブル式発電機が1機、インバーター発電機1機、折り畳みリヤカーが1台、ガソリンの携行缶1個、バールが2本。それから八街東小学校、ここはインバーター発電機が1機です。また八街北小学校、こちらもインバーター発電機が1機という状況でございます。

○山田雅士君

災害があったときに市民の生命を守るための大事な備蓄倉庫がそのような盗難事件に遭うということで、非常に許しがたい事件であります。こういった被害に遭われた中でも、発電

機に関しては既に再配備していただいたということで、それはありがたいことだと思います。

先ほど避難場所22カ所に備蓄倉庫を設置されているということで、今年度に新たに八街中学校に設置する計画ということになっておりますが、そうしますと、残りの未設置場所に関してはどのようになっておりますでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

本年度、八街中学校の方に整備する予定でございます。そうしますと、残るところがあと6カ所ほどございます。場所を申し上げますと、松林公民館、用草公民館、コミュニティーセンターいさご会館、それから滝台区コミュニティーセンター、神田集会所、文違コミュニティーセンター、この6カ所になりますけれども、こちらにつきましても順次整備してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

ぜひとも速やかな整備をお願いしたいところでございます。

ちなみに防災備蓄倉庫の中身の管理なんですけど、例えば食材の消費期限、あるいは毛布等に例えば虫食いがいないとか、そういった状況等に関してはどのように管理されているのか、お聞かせください。

○総務部長（武井義行君）

これにつきましては担当職員によりまして、順次巡回して確認しているのですが、特に備蓄食品、それから飲料水につきましては賞味期限とか消費期限がございますので、その期限前に入れ替えるというような作業を行っております。

それから毛布につきましても、包装が劣化したとか、実際に1度使用してしまったもの、これにつきましてはクリーニングを行いまして、真空パックして対応しております。

○山田雅士君

もし災害があつて、いざ使うというときに賞味期限が切れていた、あるいは毛布に虫食いがあつたり、不衛生で使える状態ではなかったということでは、何のための防災備蓄倉庫かということになりますので、そういった管理を今後もしっかり適切に続けていただければなと思います。

続きまして、防災訓練について、質問させていただきます。

今議会でも多くの議員から防災についての質問がされました。8月の台風9号、そして大雨のように、災害がいつどこで、どのような災害がどのような規模で起こるかは、全く予想できません。そういった災害があつたときに、市民が防災訓練を経験し、防災に対する対応が整っている、そういう状況をつくれるのが理想ではないかと思ひます。

そこで、①本年度の防災訓練について、どのような計画になっているのか、お聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年度の市主催の防災訓練につきましては、来年2月26日に笹引小学校で実施する予定

でございます。

防災訓練につきましては、訓練を通じて地域住民の防災意識の高揚を図ることを第1の目的としており、各地域で自主的かつ継続的に訓練が実施されることになるよう、毎年、会場を変えて実施しているところでございます。

今年度におきましては、市主催の防災訓練が予定されていることもあり、去る7月24日に地区主催の体験型防災フェスタが実施されました。例年の訓練内容につきましては、初期消火、煙体験、被災者救出、AED取り扱い、応急救護、避難所設置、炊き出し、はしご車による高所救出訓練及び協力企業、団体による展示等を実施しておりますが、詳細につきましては、今後、実行委員会を立ち上げまして、協議検討してまいります。

#### ○山田雅士君

ありがとうございます。

昨年度は、やはり2月に実住小学校区で行われ、前回の6月議会で詳細に関して発表がありました。今年7月24日に笹引地区で開催された防災フェスタでは、特に子どもたちが非常に多く参加していたなど、私も見学させていただいたのですが、地域の方々あるいは青少年相談員の方々が非常に協力し合って、すごく盛大な防災フェスタが開催されていたという印象でした。

それを受けて、来年2月に、やはり笹引小学校区で実施する予定の防災訓練ということになりますが、先ほど市長答弁から実行委員会を立ち上げるということでお話がありましたが、実行委員会にはどのような方が関わることになるのか、お聞かせください。

#### ○総務部長（武井義行君）

来年2月に開催いたします防災訓練の実行委員会ですけれども、笹引小学校区にお住まいの方に参加していただくこととなりますので、区の関係の方たち等に実行委員会になっていただきます。具体的に申し上げますと、六区の役員の方、それから六区自主防災組織が参加して行いますけれども、その団体の方、それから四木区の役員の方、それに消防団本部の方が加わった、合計9名の方に実行委員会になっていただいて、今後協議を進めたいと考えております。

#### ○山田雅士君

そうしますと、この7月に開催されたときの多くの参加者が実行委員会として携わることになると思いますので、より一層、精度の高い防災訓練ができることを期待します。

では、続きまして、(3)道路冠水問題について、質問させていただきます。

今議会でも多くの方から、大雨の被害による道路冠水問題について言及がありました。全体的な被害に関しては京増議員のところ担当課から発表がありましたので、私は特に自分がちょうど住んでいる富山区の道路冠水問題に関して、質問させていただきます。

富山十字路の道路なんですけれども、十字路自体はそこまで道路の状況は悪くならないのですが、十字路からどの方向に向かっても非常に大きな冠水が待ち受けているという状況です。十字路にあるコンビニエンスストアに買い物に来たお客様が、8月22日のことだった

のですけれども、大雨の状況になったときに、どの方向に行っても、とても道路が通れる状況ではないので、コンビニエンスストアでちょっと待たせてくださいということで、かなり長い時間、お店に滞在されて苦勞されたと、そういうお話をお聞きしました。

そこで、道路冠水対策について、お聞かせ願えればと思います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の富山十字路付近につきましては、ゲリラ豪雨や台風等による冠水で、一時的に道路の通行が困難となる場所であることは把握しております。大雨の際には、道路の一時通行止めによる安全確保とともに、民家への雨水の流入を防ぐため、土のう積み等による対応を行っている状況でございます。

道路冠水を解消するためには、現在の側溝等排水施設の改修、あるいは排水ルートの変更等が必要と考えておりますが、市道を安心・安全に通行できるよう、道路冠水解消に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

#### ○山田雅士君

ありがとうございます。

この十字路付近の道路冠水というのは長年ずっとそういう状況が続いておりますので、ぜひとも少しでも状況が改善されるように期待いたします。

特に、道路冠水から民家に雨水が流入してしまい、床下や床上になる可能性がある場所について、やはり富山区でもかなりの場所で被害があり、特に8月22日には近くの車屋さんが、それだけで、ロードサービスで19件も出動する羽目になったと、そういうことをお聞きしました。現状では、民家への流入については土のうを積んで流入を防いでいただいているという状況にあると思いますが、その後、民有地にたまった水の排水の対応について、お聞かせください。

#### ○建設部長（河野政弘君）

道路からの雨水を防ぐために民家前に設置した土のうにより敷地内の雨水処理ができない、そのような場合のことだと思っておりますけれども、その際には雨がおさまった後に市道に積んだ土のうを一部ずらして流出させるということで対応できればと考えております。なお、宅地が低くて排水先がないというような場合には、バキューム車を出動しまして汲み取りを行う、あるいはポンプ車での排出が必要となってくるかと思っております。

あと、土のうの撤去に関して依頼があった場合でございますけれども、雨がやんだ後、市の職員の方もすぐに全てに対応できる状態ではない場合もありますので、まず市民の方々に協力していただけると、早急な対応が可能であると考えております。

#### ○山田雅士君

そうですね。道路の部分と民家の部分ということで、対応が難しい部分があるかと思いますが、そういったときに例えば消防署あるいは消防団等に協力を依頼する、そういった考えはございますでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

今ご質問にもありましたように、消防関係あるいは関係機関の方にもご協力いただいております。今後もそのような機関と連携をとりながら、早急な対応に努めてまいります。

○山田雅士君

ぜひともそういった連携を密にとっていただき、対応をお願いしたいと思います。

明日には台風13号の上陸が予想されています。時期的に、これからまだまだ台風や大雨、そういった可能性が十分考えられる状況でございます。

いろんな議員から、さまざまおっしゃられていますが、改めて私も、台風9号で八街のみならず、全国で被害に遭われた方々、それと亡くなられた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げ、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で、誠和会、山田雅士議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日8日は議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。明日8日は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

9月9日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時17分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件